第Ⅲ部

平成28年度に講じた施策

第Ⅲ部 平成２８年度に講じた施策

第１章 観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に

第１節 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

1 我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放

（１）赤坂迎賓館（東京都港区）

歴史と伝統に溢れる施設の魅力を内外に発信するため、2016 年（平成 28 年）４月 19 日から接遇等に支障のない限り通年で一般公開を開始した。前庭については、予約不要の自由参観、本館・主庭については、事前申込制と当日受付制を併用した自由参観、和風別館については、事前申込制のガイドツアー形式にて公開を実施するとともに、一般公開の実施に当たっては、多言語（日・英・中・韓（一部日・英））による展示パネル・リーフレット、多言語音声端末等を導入した。

加えて、我が国最高の「おもてなし」空間を接遇等に支障のない限り特別に開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」について、民間企業や国の機関が迎賓館を利用した行事を実施する等、2016年度（平成28年度）末までに計４回の「特別開館」を試験的に実施した。

（２）京都迎賓館（京都府京都市）

2016年（平成28年）４月28日から５月９日までの期間に実施した試験公開の結果を踏まえ、７月21日から接遇等に支障のない限り通年で一般公開を開始した。多くの観光客が集まる時期は自由参観方式（定員：2,000人）とし、その他の時期については、係員が館内を案内するガイドツアー方式（定員：750人）で公開を実施（事前申込制と当日受付制を併用）するとともに、一般公開の実施に当たっては、多言語（日・英・中・韓（一部日・英））による展示パネル・リーフレット、多言語音声端末等を導入した。また、2017年（平成29年）２月には、英語による外国人向けガイドツアーを試験的に実施した。加えて、京都を代表する伝統技能を用いた、我が国最高の「おもてなし」空間を接遇等に支障のない限り特別に開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」を試験的に実施することとした。

迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館の一般公開の状況

（3）その他の公的施設

ａ）総理大臣官邸（東京都千代田区）

「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」については、従来の夏休み期間中の見学に加え、2016年（平成28年）９月から総理大臣官邸執務に支障のない範囲で、毎月２日間（土曜日・日曜日）実施することを決定した。官邸ウェブサイトにて見学参加者を募集し、抽選により参加校を決定した。同年８月から2017年（平成29年）３月までに、合計68回の特別見学を実施し、80校2,409人が参加した。

ｂ）皇居（東京都千代田区）

2016年（平成28年）６月25日より、従来参観日でなかった土曜日の参観を新たに実施した。受付は、当日受付のほか、旅行者の便宜を考慮し事前予約も受け付けている。また、これに合わせて１回当たりの参観定員を300人から500人とした。さらに音声ガイダンスについて、これまでの英語に加え、日本語・フランス語・スペイン語・中国語・韓国語を新たに配備した。

乾通りの一般公開については、2016年度（平成28年度）から、春季・秋季のそれぞれ５日間から７日間に拡大した。

ｃ）皇居東御苑（東京都千代田区）

2016年（平成28年）11月15日より、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放を行った。また、英語・中国語・韓国語の案内板を新設し、加えて日本語・英語・フランス語・スペイン語・中国語・韓国語の音声ガイダンスを新たに配備した。

ｄ）京都御所（京都府京都市）

2016年（平成28年）７月26日より、土曜日・日曜日を含めた通年で、入園者数制限のない一般公開を実施した。事前予約は不要であり、希望者には、英語・中国語のガイド案内を実施した。また、新たに日本語・英語・フランス語・スペイン語・中国語・韓国語の音声ガイダンスを配備した。

ｅ）仙洞御所・桂離宮・修学院離宮（京都府京都市）

2016年（平成28年）８月10日より、従来の参観日でなかった土曜日（これまで春期・秋期は毎週実施、その他の時期は毎月第三土曜日のみ実施）・日曜日についても参観を実施した。事前受付に加えて新たに当日受付も実施した。このうち、仙洞御所については、参観回数を１日当たり２回から５回に増やした。また、多言語音声端末についてはこれまでの英語・フランス語・中国語に加え、韓国語・スペイン語を新たに配備した。

ｆ）御料牧場（栃木県塩谷郡高根沢町）

2016年（平成28年）10月14日の午前・午後の２回、地元外からの見学会を試行した。

ｇ）埼玉鴨場・新浜鴨場（埼玉県越谷市・千葉県市川市）

2016年（平成28年）７月より、従来の地元住民を対象とした見学会に加え、猟期外に年10回の地元外からの見学会を試行した。

ｈ）信任状捧呈に係る馬車列

2016年（平成28年）４月より、信任状捧呈式の実施に係る閣議決定の期日を捧呈式の１週間前ま

でに行うことを原則とすることにより、広報時期を前倒しする（ただし、国会会期中を除く）とともに、宮内庁及び日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトに加え、観光関係団体、ホテル、旅館等に対して周知を図るための専用メーリングリストを作成する等広報媒体の多様化や情報提供先の拡大を行った。

ⅰ）造幣局本局（大阪府大阪市）

2016年（平成28年）９月より、貨幣工場の見学については、当日受付・事前予約制の併用を実施した。また、同年10月より、造幣博物館について、年末年始や展示品入替日等を除き、原則として休日開館を実施した。

造幣局本局（工場見学）

造幣局本局（造幣博物館）

ｊ）東京大学宇宙線研究所スーパーカミオカンデ（岐阜県飛騨市神岡町）

2016年（平成28年）11月26日に、事前予約制の一般開放日を試行した。災害時の避難対策や当日スタッフが対応可能な受入人数を改めて検討し、300人を定員として実施した。2017年（平成29年）１月に岐阜県飛騨市と連携協力協定を締結し、飛騨市の協力の下、毎年夏に２日間実施している一般公開イベントGSA（ジオスペースアドベンチャー）に加え、2017年度（平成29年度）以降もスーパーカミオカンデ一般開放日を実施していくことを決定した。

また、2016年（平成28年）10月に千葉県柏市の東京大学宇宙線研究所に、一般見学者向け展示コーナーを新設した。

一般開放日における研究内容説明の様子

オープンキャンパス時の一般見学者向け展示コーナーの様子

ｋ）首都圏外郭放水路（埼玉県春日部市）

見学会の一部について、調圧水槽見学を中心としたコースを設置し、定員を25人／回から50人／回に増加した。

また、毎月１回土曜日の見学会を新設（３回／日、最大100名／日、2017年（平成29年）３月末までに９日実施）した。

調圧水槽における見学の様子

「龍Q館」における見学の様子

l) 大本営地下壕跡 (東京都新宿区)

2016年 (平成28年) 4月より、市ヶ谷台ツアーの経路 (市ヶ谷記念館) に、地下壕内部のパネル写真、図面、映像資料等を展示した。また、市ヶ谷台ツアーの経路に地下壕跡を組み込むために、地下壕跡の健全性確認の調査・検討に着手した。

市ヶ谷記念館における地下壕内部のパネル写真等の展示

m) 日本銀行 (東京都中央区)

本店本館について、2016年 (平成28年) 6月より、事前予約不要かつ英語にも対応した見学枠を新設し、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能とした。 また、日本語・英語に加え、中国語のパンフレットを作成し、多言語案内の充実を図った。

2　地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

インフラツーリズムポータルサイト等での情報発信、各地方整備局等では地域の旅行会社とのタイアップの仕掛けづくりをすること等により、2016年 (平成28年) 4月には5件だった民間主催ツアーが同年9月には23件まで増加した。

観光を通じたインフラの活用の例

第２節　文化財の観光資源としての開花

1 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の策定

（１）支援制度の見直し

ａ）文化財活用事業の支援に係る指標への観光客数等の追加

我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を訪日外国人旅行者に対して多言語で伝える事業の支援に際し、地方公共団体が策定する事業計画の審査指標に観光客数等を追加することを検討した。

ｂ）地域の文化財の一体的整備・支援

文化遺産を生かした地域活性化事業（歴史文化基本構想策定支援）において、地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るための基本的な指針である歴史文化基本構想の策定・改訂を行う48件の地方公共団体に対して支援を行った。

また、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーとして認定する日本遺産（Japan Heritage）について、2016年度（平成28年度）は新たに19件を認定し（これまでに計37件認定）、日本遺産魅力発信推進事業で支援を行った。

ｃ）適切な修理周期による修理・整備

国宝・重要文化財建造物、登録有形文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適切な修理周期による保存修理を行った。

ｄ）観光資源としての価値を高める美装化への支援

2016年度（平成28年度）は重要文化財建造物の美装化を重点的に実施した。

また、文化財建造物等の快適性や安全性を高めるための施設・設備を充実させる「公開活用事業」を実施した。ユニークベニューの観光利用の促進を図るため、宿泊可能な登録有形文化財建造物に関する情報について調査を行い、結果をとりまとめた。

ｅ）修理現場の公開（修理観光）や修理の機会をとらえた解説整備への支援

所有者等の要望に応じて、修理や警報設備・消火設備の整備充実、耐震診断・耐震補強等を計画的に行った。また、修理現場の公開や解説整備の充実を図るための検討を行った。

（2）観光コンテンツとしての質向上

ａ）文化財のわかりやすい解説の充実、解説の多言語化

国立の美術館・博物館における多言語による解説及び音声ガイドの整備充実、ICTを活用した情報提供をはじめ、文化施設における機能の充実を進めたほか、外国人向けの鑑賞教室を実施した。また、有識者会議の議論を踏まえ2016年（平成28年）7月にとりまとめた「文化財の英語解説のあり方」を地方公共団体の文化財担当部局に対して周知した。

ｂ）文化財の宿泊施設やユニークベニュー等への観光活用の促進

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節1（1）d

ｃ）学芸員や文化財保護担当者等に対する講座の新設及び質の高いヘリテージ・マネージャー[20]等の養成・配置

2016年（平成28年）7月、12月に開催された学芸員等を対象とした研修や、同年11月に開催された民俗文化財担当者会議等において新規に観光に関する講座を新設し、学芸員や文化財担当者に対して研修を行った。また、同年11月に開催した文化財行政講座において観光に関する講義を行った。

さらに、地方公共団体の文化財担当者等に対して文化財の観光活用に関するオンライン講座を2017年（平成29年）3月に開設し、文化財を活用した観光振興のノウハウや先進事例等を紹介した。

ｄ）全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

全国各地の文化イベント情報や文化施設の情報を集約し、国内外に発信する文化情報プラットフォーム（ポータルサイト）の構築に向けた調査事業を実施した。

ｅ）美術館や博物館の観覧者の満足度向上

美術館・博物館における観覧者の満足度を向上させるため、参加・体験型教育プログラムの充実や障害者を対象とした鑑賞支援を推進するとともに、ニーズを踏まえた開館時間の延長を促進した。

ｆ）文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携

全国各地の文化プログラムや文化施設等に関する情報を集約し、国内外に発信する文化情報のデータベースの構築に向けて、2016年度（平成28年度）には調査研究を実施した。

2 文化庁の京都への移転

2016年（平成28年）4月に関係省庁及び京都側による検討を進めるため「文化庁移転協議会」を設置し、同年8月の同協議会において基本的な方針及び各工程の具体的な内容についてとりまとめた。同年12月の同協議会では、2017年（平成29年）4月に京都に設置する「地域文化創生本部」の具体的な内容や本格移転先の候補等についてとりまとめた。

3 世界文化遺産の観光への活用

2015年度（平成27年度）からスタートした「世界文化遺産活性化事業」により、ウェブサイトやパンフレット等の多言語化による情報発信や、観光ボランティアガイド養成の人材育成等の取組を支

20 ヘリテージ・マネージャー（Heritage Manager）とは、良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える人材をいう。

援し、世界文化遺産が所在する地方への誘客により地域の活性化を図った。

4 観光地域魅力創造の推進

「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、地域資源を活用した旅行商品の造成や受入環境整備等の取組を支援した。京都府京都市では、二条城において、京都市認定通訳ガイドによる外国人向けモニターツアー等の取組を支援した。

5 文化芸術資源を活用した地域活性化

芸術祭開催等の文化芸術活動による観光振興、地域の名産品と文化芸術との融合による新たな商品開発・販売促進を通じた街おこし等、産学官及び劇場、音楽堂等の連携による地域経済活性化の取組や、それを担う人材育成の取組に着手した。

6 「日本遺産（Japan Heritage）」による地域の魅力発信

【再掲】第Ⅲ部第１章第２節１（１）b

7 上野「文化の杜」新構想

上野「文化の杜」新構想の実現を図るため、同構想の実行委員会と連携しながら、上野地区の文化施設間での共通パスポートの取組を促進した。また、2020 年（平成 32 年）に向けた取組として、2016 年（平成 28 年）10 月に上野公園一帯で開催された「数寄フェス」に協力したほか、2017 年（平成 29 年）２～３月には、国立美術館・博物館において夜間開館と連動したアートプロジェクト「フライデー・ナイト・ミュージアム@上野」を開催した。

第３節　国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

1 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

（１）国立公園の受入環境の整備及び情報発信の強化

世界に通用する美しい自然資源を有する国立公園を外国人や障害者、高齢者等、あらゆる人にとって快適な場所とし、利用を促進するため、ビジターセンターの職員等に対する研修の実施等により受入環境を整備するとともに、環境省ウェブサイトやSNS等を活用し、国内外への情報発信の強化を図った。

（２）エコツーリズムの推進

環境省ウェブサイトによる情報発信、優れた取組を表彰するエコツーリズム大賞の実施、魅力あるプログラム開発やルールづくり等の地域のエコツーリズムの取組への支援、エコツアーガイド等の人材育成を行った。

（３）統一性のある情報提供等の推進

国立公園における統一性・連続性のある標識・サイン等の整備及びトイレ等のユニバーサルデザイン対応を進めるとともに、自然環境整備交付金により地方公共団体施設の多言語化を推進した。また、民間事業者に対しても統一性・連続性のある標識・サイン等の整備を促した。

(4) 誘導案内等の多言語化の推進

国立公園において、デザイン等の統一性を図った切れ間のない誘導案内を行う多言語標識等の整備を推進するとともに、自然災害等にかかる情報の周知・解説や、避難誘導にかかる情報提供の多言語化を進めた。

2 「国立公園満喫プロジェクト」の推進

(1) 自然満喫メニューの充実・支援

先行的、集中的に取組を進める８つの国立公園ごとに設置した地域協議会において、自然や温泉を生かしたアクティビティの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンターにおける民間ツアーデスクの設置等インバウンド受入環境の整備、利用者負担の導入、ICT活用による観光に関する情報提供等を含むステップアッププログラムが2016年（平成28年）12月に策定された。

(2) 上質感のある滞在環境の創出

先行的、集中的に取組を進める８つの国立公園ごとに設置した地域協議会において、ビューポイントを核とした優先改善、エリア内の景観デザインの統一、電線の地中化、質の高い宿泊施設の誘致等を含むステップアッププログラムが2016年（平成28年）12月に策定された。

(3) 海外への情報発信強化

国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」を関係省庁で連携して推進し、プロモーション動画の製作や、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトにて国立公園への誘客に向けた情報発信を実施するとともに、伊勢志摩国立公園にドイツの富裕層向けメディアを招請する等の取組を実施した。

(4) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会を先行的、集中的に取組を実施する８つの国立公園ごとに設置し、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組の強化を図った。

3 観光地魅力創造の推進

「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、地域資源を活用した旅行商品の造成や受入環境整備等の取組を支援した。長野県松本市では、中部山岳国立公園内における上高地にて、エコツーリズムのテストマーケティング等の取組を支援した。

第４節　景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

1 景観計画の策定促進及び無電柱化の推進

(1) 景観計画の策定促進

主要な観光地及び都道府県に対し景観計画の策定を依頼し、2016年（平成28年）10月より全都道府県・市区町村を対象にした講習会等を開催した。

(2) 景観形成を促進するモデル地区の選定

景観資源の保全・活用によるまちづくりを推進するため、平成29年度政府予算において、面的な景観整備を支援する「景観まちづくり刷新支援事業」を創設した。

（３）無電柱化の推進

2016年（平成28年）12月に成立・施行した「無電柱化の推進に関する法律」（平成28年法律第102号）に基づく無電柱化推進計画の策定やPFI手法の活用に向けて検討を進めるとともに、低コスト手法の導入に向けた取組により「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）（歴史まちづくり法）の重点区域等で無電柱化を推進した。

2　国営公園の魅力的な景観等の活用

国営吉野ヶ里歴史公園等において案内サインの多言語化、海外への情報発信等を実施した。

3　美しい自然・景観等の観光への活用

（１）森林景観の活用

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年法律第１号）（古都保存法）に基づき古都に指定された京都や奈良等の古都を対象に、歴史的風土を構成する自然的環境の保存を図るための支援を行った。

また、「大和三山風景林」、「七里御浜風景林」（熊野古道近辺）、「新宮風景林」（熊野速玉大社背景）、「笠戸岩国自然休養林」（錦帯橋背景）において、環境整備のために必要な伐採等を実施した。さらに、「レクリエーションの森」の一部については、新たに多言語の情報発信サイトを立ち上げた。

（２）日本風景街道の取組等の推進

2017年（平成29年）３月末現在138ルートが「日本風景街道」として登録されており、地域の方々による沿道の植樹・植栽、ビューポイントの整備や清掃活動等、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を実施した。

（３）超小型モビリティの活用

通常の車両では進入困難な観光資源の活用や新たな周遊ルートの創出も期待される「超小型モビリティ」について、コンパクトで環境にやさしい電気自動車であるという観点から導入補助を行った。

（４）離島・半島地域の観光振興

離島地域においては、多様な地域資源をフル活用して、雇用の促進等につなげるため、中間支援組織となる海業支援協議会等を立ち上げ、漁師食堂やマリンアクティビティを活用した誘客促進のためのモデル事業に着手した。

半島地域においては、資源を活用した新たな観光振興を図るべく、水産資源・景観・伝統・文化等の多様な地域の資源をフル活用して、様々な主体の連携の下、交流の促進、産業の振興、定住の促進に資する取組を支援した。

（５）沖縄観光の強化

沖縄の美しい自然や文化を生かし、多言語による観光案内サインの整備やSNSでの情報発信等、外国人観光客受入体制強化や、台湾や香港を対象とした体験プログラムを取り入れた民泊等、独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた沖縄観光の強化を図った。

（６）奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興及び交通アクセスの改善

「奄美群島振興開発特別措置法」（昭和29年法律第189号）及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」

（昭和44年法律第79号）に基づき、観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援した。奄美群島においては、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を見据えて、歴史的・文化的つながりが強い沖縄県との連携を強化し、交流を活性化するため、交通アクセスの改善を図る等の支援を行った。また、小笠原諸島においては、定期船「おがさわら丸」の代替船の就航（2016年（平成28年）７月就航）等の支援を行った。

定期船「おがさわら丸」の代替船

（７）河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

河川敷地占用許可準則を改正し、民間事業者等が河川敷地を占用する場合の許可期間の上限を３年から10年に緩和することで、民間事業者等によるオープンカフェ・川床の設置等を推進した。

また、これらの制度を活用して、民間事業者等とも連携しながら、隅田川（東京都）におけるテラス整備等「かわまちづくり」によるまちづくりと一体となった水辺整備等を実施することで、旅行者を魅了する魅力的な水辺を創出し、観光地の魅力向上を図った。

オープンカフェ設置等による水辺の賑わい（東京都　隅田川）

（８）観光まちづくりの推進

観光まちづくりに関する地方公共団体の初期段階の取組を支援するため、留意すべき着眼点、関連施策、参考事例について紹介することにより地方公共団体が最初の一歩を踏み出す方向を示す「観光まちづくりガイドライン」を周知するとともに、相談窓口を国土交通省に設置し、地方公共団体からの相談に対応した。

第５節　滞在型農山漁村の確立・形成

1　美しい農山漁村において日本の自然や生活を体感し満喫してもらうための取組

（１）「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の選定

強い農林水産業や美しく活力ある農山漁村の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化及び所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」（第３回選定）として、2016年（平成28年）10月に769件の応募の中から30地域を選定した。同年12月には選定地区の代表者を総理大臣官邸に招いて、選定証授与式及び交流会を開催した。さらに、選定地区による展示・即売会を開催したほか、政府広報やプレスリリースをすることで全国に発信した。

（２）「Savor Japan」の認定

地域特有の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や農山漁村の特徴的な景観等を活用して訪日外国人旅行者をもてなす取組の認定を開始した。2016年度（平成28年度）は全国28道府県、44地域から応募があり、審査の結果、北海道十勝地域、岩手県一関市・平泉町、山形県鶴岡市、岐阜県下呂市馬瀬地域、徳島県にし阿波地域の５地域を認定した。これらを「Savor Japan」としてウェブサイトでの情報発信を開始するとともに、東南アジアでの旅行博への出展やファムトリップ[21]を実施し、農山漁村地域へのインバウンド誘客を行った。

Savor Japan（食と農の景勝地）ロゴ

（３）「農泊」の推進

インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、所得向上を図るため、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続可能なビジネスとして実施できる地域を2020年（平成32年）までに500地域創出することとして、農泊推進施策の見直しを行った。

また、農林漁業体験プログラム等の開発支援やファムトリップ等を通じた「農泊」の魅力の情報発信等を実施した。

21　ファムトリップとは、海外の旅行事業者やメディア等を観光地に招へいし、現地視察に基づいた旅行商品の造成やメディアへの露出拡大による誘客促進のために行うツアーのことをいう。

日本政府観光局（JNTO）「VJTMファムトリップ」における海外エージェントによる農泊体験

2　農畜産物のお土産に関する動植物検疫の環境整備

動植物検疫制度及び持ち出し可能な農畜産物に関する多言語（農産物：日本語、英語、スペイン語、中国語、タイ語、ロシア語 / 畜産物：日本語、英語、中国語）パンフレット又はポスターを作成し、空港等で配布するとともに、2016年（平成28年）6月に、新千歳空港国際線ターミナルビルに輸出検疫カウンターを設置した。

また、「おみやげ農畜産物検疫受検円滑化事業」において、モデル販売を通じた動植物検疫受検円滑化モデルの確立を推進した。

さらに、農畜産物の携帯品については、科学的知見に基づく動植物検疫協議を積み重ねた結果、以下のとおり、国産農畜産物の持ち帰り促進のための輸出解禁を実現した。

【2016年度（平成28年度）携行品の輸出解禁実績】

・ペルー向け精米、玄米、豆類等（6月）
・ブラジル向け畜水産加工品（7月）
・シンガポール向け鶏卵（9月）
・カナダ向けなし（9月）及びりんご（11月）

3　インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進

日本貿易振興機構（JETRO）において、各種調査情報等を一元的に集約したポータルサイトを公開し、事業者のプロモーション活動等に活用しやすい形で情報提供を行ったほか、国内外商談会の開催等を通じて商談機会を提供し、農林水産・食品事業者を支援した。

4　農業遺産の観光への活用

地域の伝統的農林水産業の価値及び認知度向上につながる世界農業遺産の拡大に向けた取組を推進し、2016年（平成28年）4月に新たに日本農業遺産を創設した。2017年（平成29年）3月に8地域を日本農業遺産として初めて認定し、3地域の世界農業遺産への申請を承認した。

5　広域観光周遊ルートの農山漁村地域への支援

広域観光周遊ルート上の農山漁村地域に対して、訪日外国人旅行者による農林水産物等に関する新たな需要を創出するための販売拠点等の受入体制づくりの支援を全国17地区で実施した。

6 農林漁業者と観光事業者等との連携による６次産業化の推進

2016年度（平成28年度）は、６次産業化商品に寄与する物産・農水産物加工場を有する「道の駅」が16駅設置された。

第６節　地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

1 地方における消費税免税店数の増加

2016年（平成28年）５月１日より、外国人旅行者向け消費税免税制度を拡充し、一般物品の免税販売の対象となる購入下限額の「10,000円超」から「5,000円以上」への引下げ、免税品を海外へ直送する場合の免税手続の簡素化等の措置を講じた。事業者等に対して、この拡充内容の周知を行うとともに、免税店化の働きかけ等も行った結果、同年10月１日時点における全国の免税店数は38,653店となり、うち地方部の免税店数は14,827店まで拡大した。

2 地方商店街の活性化に向けた免税商店街の更なる拡大

平成28年度税制改正により、2016年（平成28年）５月１日から、商店街区の大規模小売店舗を設置している者が商店街の組合員である場合、大規模小売店舗とこの商店街区を一つの特定商業施設として、免税手続カウンターの設置を認める措置を講じ、商店街における訪日外国人旅行者の消費拡大を図った。

3 免税販売の対象となる購入下限額の引下げ

平成28年度税制改正により、2016 年（平成28年）５月１日から、一般物品の免税販売の対象となる購入下限額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる等の措置を講じ、地方における民芸品等についても免税で買いやすくすることで、訪日外国人旅行者の地方での消費拡大を図った。

4 免税品の海外直送による免税販売手続きの簡素化

平成28年度税制改正により、2016年（平成28年）５月１日から、免税対象物品を免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合、購入記録票の作成を省略する等、「手ぶら観光」に資する免税手続の簡素化を行った。

5 保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

2016年度（平成28年度）、福岡の市中の商業施設において、関税、酒税、たばこ税、消費税の免税を受けることができる保税売店がオープンし、福岡空港において、当該保税売店で販売した免税物品を受けとることができるサービスが開始された。

6 商店街等に対する支援

商店街・中心市街地におけるWi-Fi環境整備、キャッシュレス端末整備、多言語案内表示等の取組に対して、「商店街インバウンド促進支援事業」において43件、「中心市街地活性化事業」において６件を採択し、支援を行った。また、商店街におけるインバウンド需要獲得のための取組事例を収集・周知した。

7 ふるさと名物応援事業の推進

市区町村が旗振り役となり、それぞれの地域の「ふるさと名物」を応援する「ふるさと名物応援宣

言」を各市町村に周知することで促進し、積極的な情報発信による「ふるさと名物」の知名度向上や、地域ぐるみの取組を通じた「地域ブランド」の育成・強化に取り組んだ。

8　優れた地方産品等の活用による地方への誘客

まだ世界に知られていない優れた地方産品を500品目選定する「The Wonder 500」と連携し、日本の地域資源の発信や海外販路開拓を支援した。

また、観光庁・日本政府観光局（JNTO）・日本貿易振興機構（JETRO）が連携し、「VISIT JAPAN トラベル＆ MICE マート（VJTM）2016」のファムトリップにおいて、地域資源を活用した地元産品の輸出やインバウンド促進を目指す日本貿易振興機構（JETRO）の「地域貢献プロジェクト」のネットワークを通じて、宮城県での蒲鉾の製作体験や大分県での酒類の試飲といった産業観光を実施した。

9　伝統工芸品産地への訪日外国人旅行者の受入れ促進

一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会において、伝統的工芸品産地のパンフレット、ウェブサイトの翻訳や外国人視点の産地訪問記をインターネットで発信することで、産地に多くの訪日外国人旅行者を呼び込むための環境整備を行った。また、「伝統的工芸品の産地ブランド化推進事業」において、海外のデザイナーやバイヤーを産地に招へいし、海外目線で伝統的工芸品を評価してもらうとともに、外国語対応に向けた広報ツールの作成支援等を行った。

10　地域の消費に係る統計の充実

地域（都道府県レベル）の旅行消費に係る統計の精度向上のため、既存統計調査の変更に伴う推計手法の検討等を行うとともに、予備調査を実施した。

11　ショッピングエリアを巡るコースの磨き上げ

ショッピングエリアを巡るコースについて、国内航空会社の国際線機内誌へのチラシの掲載等を行い、訪日外国人旅行者向けに周知を行った。また、コース内容の見直し等については、今後予定されている日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトの抜本的リニューアルの中で検討を行う。

12　北海道における観光消費の拡大

北海道における、訪日外国人旅行者向けの冷蔵・冷凍国際宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の利用拡大に向けて、通訳サービスの試験的利用やECサイトをリニューアルして利用促進に取り組んだほか、海外PRのため台湾メディア関係者等を招いたファムトリップを実施した。

13　消費単価の拡大に向けた取組

増大する訪日外国人旅行者の消費単価向上のため、海外リゾートでの調査を踏まえ、訪日外国人旅行者が好む新サービスの創出・街並み整備等の戦略策定を行う国内６つの観光地の取組に対して支援を行った。なお、支援先は事業終了の翌々年度から３年間成果報告を提出することになっている。

14　地域経済活性化のための地域観光資源の磨き上げ

補助事業である「Travel Mine Japan」で全国から採択された９地域について、海外ニーズに詳しい外部人材を活用することで各地域の地域資源を磨き上げ、ツアー商品の造成や海外向けのプロ

モーション等を実施した。

また、消費者が安心してヘルスツーリズムを利用できる環境の整備と市場の発展、関連産業の活性化を図るため、ヘルスツーリズムプログラム認証の仕組みに関する調査事業を実施した。

第７節　広域観光周遊ルートの世界水準への改善

1　広域観光周遊ルートに対する専門家の派遣

訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持った広域観光周遊ルートの形成を促進するため、2015年度（平成27年度）に認定した７つの広域観光周遊ルートに加え、2016年度（平成28年度）には全国４つの広域観光周遊ルートを新たに認定するとともに、具体的なモデルコースの策定を進め海外へ発信する等の地域の取組を支援した。

さらに、これまで地域内部では気づかれていなかった魅力・課題の発見、施策の提案を行うとともに、地域の関係者のスキル向上を支援するため、広域観光周遊ルートの実施主体等からの要請に応じて地域へ専門家を派遣した。

2　テーマ別観光ルートの選定

2016年（平成28年）８月に、エコツーリズム、酒蔵ツーリズム、ロケーションツーリズム等のテーマ別観光ルート７件の選定を行い、そのネットワーク形成と情報発進力強化への支援を行った。

また、同年11月に、クールジャパン拠点のネットワーク化によるクールジャパンの情報発信等の方策を調査する内閣府の実証プロジェクトの一つとしてアニメツーリズムの推進に関する取組を採択した。

さらに、酒蔵ツーリズムでは、輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、酒類製造者が外国人旅行者へ販売する酒類について、消費税に加えて酒税を免税とする制度が平成29年度税制改正において創設された。

3　国、地方、民間等が連携した新たな協議会の設置

国・地方・民間等が連携した協議会を設置し、北海道富良野美瑛地域で幅広路肩を活用した、駐車待ち車両と通過交通との分離による渋滞対策を行ったほか、国営ひたち海浜公園（茨城県）のコキア紅葉期間には円滑で確実な駐車により周辺駐車場への利用分散を促す「事前予約」の社会実験を実施した。

4　都市周遊ミニルートの選定

【再掲】第Ⅲ部第１章第４節１（２）

5　観光地における渋滞対策の強化

【再掲】第Ⅲ部第１章第７節３

6　訪日外国人旅行者流動データの整備

既存の統計調査の調査結果を用いて、統計的な処理を行い、四半期、年間での訪日外国人旅行者の都道府県間流動量や利用交通機関等を推計したデータ（FF-Data）を作成し、2017年（平成29年）１月に公表した。

7 広域産業観光事業の実施

日本貿易振興機構（JETRO）は地方公共団体・関係機関等との連携の下、①瀬戸内（2016年（平成28年）7月、テーマ：アート＆クラフト）、②北関東（同年9月、テーマ：アグリツーリズム）、③九州北部（同年11月、テーマ：シュガーロード）の3地域で広域産業観光連携事業を実施した。北関東（アグリツーリズム）の実施において台湾の旅行代理店を招へいする際、日本政府観光局（JNTO）より有力な旅行代理店のリストを受領し、招へいした。

8 観光地域魅力創造の推進

「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、広域周遊ルート上を含む、日本各地における地域資源を活用した旅行商品の造成や受入環境整備等の取組を支援した。

9 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の設置・運営

各地域における観光ビジョンに掲載された施策の具体的な取組の推進を図るべく、「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を2017年度（平成29年度）当初に設置・開催することができるよう、各地方ブロックにおいて準備会を開催した。準備会では、新たな構成員として、地方農政局や地方環境事務所等の関係省庁地方支分部局や各県の教育委員会等、幅広い関係者が参画して、2017年度（平成29年度）当初より、観光ビジョン掲載施策の実現に向けた取組を開始することとした。

第8節 東北の観光復興

1 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

東北地方の観光復興を加速化するため、「東北観光復興対策交付金」を2016年度（平成28年度）に

東北観光推進機構と意見交換を行う田中副大臣

新たに設け、インバウンドを呼び込むために地域が行う取組を支援した。具体的には、地域が行う観光資源の磨き上げや多言語案内等の受入環境整備等の取組を支援した。

また、東北地方における広域観光周遊ルートの形成を促進し、インバウンド向けの高速バスのフリーパスを造成する取組等を支援した。

2 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

「復興観光拠点都市圏」の形成に必要な、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリアの地方公共団体

で形成されるDMOの設立に向けて、地域住民・関係者の機運醸成を促す取組やシンポジウムの実施等の取組を支援した。

3 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの実施

観光庁・日本政府観光局（JNTO）では、日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北への集中的なプロモーションを、東北観光振興機構、地元地方公共団体及び観光関係者と連携しつつ実施し、海外主要局での東北の魅力を発信する映像の放映、海外旅行会社やテレビ・ブロガー等の海外メディア等の大々的な招請により東北の魅力を全世界に強力に発信した。

4 「東北六県見るもの・食べもの・買い物100選」の発信

東北地方の祭り・景勝地・郷土食・地酒等、地域を代表する観光資源を選定した「東北六県見るもの・食べもの・買いもの100選」について、観光庁や日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトにおいて国内外に向け発信したほか、ツーリズムEXPOジャパン等のイベントにおいても発信した。

5 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

祭りへの参加や伝統工芸の体験等ができる体験・滞在プログラムの造成等、地域の観光資源の磨き上げに係る取組について、東北観光復興対策交付金により支援した。

6 ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

地域活性化等を推進するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加国・地域と相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として順次登録することとしており、2016年（平成28年）6月に47件、同年12月に47件の団体を登録した。その結果、登録団体数は合計138件、登録地方公共団体数は合計186件、相手国・地域数は63になった。

相手国との調整や交渉に向けた、地方公共団体への関係機関の紹介等、関係府省庁による各種支援措置を通じ、地方公共団体による海外への情報発信及び交流の推進を支援した。

7 防災学習も含めた教育旅行の再興

海外から教育関係者を招請し、学校間交流や雪国文化体験等を通じて東北への教育旅行の誘致促進を図る地域の取組を支援した。また、特に福島県については、PTAの招請等同県が実施する教育旅行再生事業に対する支援を実施した。

8 仙台空港のLCC拠点化の促進

台北～仙台に2016年（平成28年）6月に新規就航したタイガーエア台湾の定期便について共同広告を実施する等、東北地方へのアクセス充実に向けてLCC等による新規就航等を促進するため、日本政府観光局（JNTO）において、新規就航路線やチャーター便に対してプロモーションを実施した。

9 「グリーン復興プロジェクト」の推進

「グリーン復興プロジェクト」として、長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」について、2016年度（平成28年度）に、岩手県普代村～田野畑村間の約34kmを新たに開通し、これまで約400㎞の区間が開通している。

また、開通区間の情報をウェブサイトやSNSでの広報及び各種イベントにおいて発信し、利用者の増加を図るとともに、観光地の再生と復興に資する公園施設の整備として、普代（岩手県普代村）、戸倉（宮城県南三陸町）等における利用拠点施設やトレイルの整備を実施した。

10 新たな復興ビジネスモデルの支援

個人の体験に基づいた情報の発信・拡散を通して風評被害の払拭につなげるため、冬を題材とした東北における統一ブランドの構築や自転車シェアリングの導入等、外国人の交流人口拡大又は受入環境の改善につながる13のビジネスモデル等を立ち上げ、東北が全国のモデルとなる観光先進地を目指す新たな試みに官民が連携して取り組んだ。

第2章 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

第1節 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

1 通訳案内士

通訳案内士制度については、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとし、通訳案内の質の確保策も含めた「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出した。

また、通訳ガイド及び特例ガイドの登録情報の収集、確認及びデータベース化による登録情報の一元化を行い、ガイド自らが情報を公開、編集を行うウェブサイトの構築を進めた。

2 ランドオペレーター

旅行業者、バス事業者、宿泊事業者等に対して、取引のあるランドオペレーターについての調査を行い、少なくとも864社の存在が確認できた。さらに回答がなかった業者及び初回調査で対象としていなかった小規模事業者への追加調査を実施した。また、旅行の安全や取引の公正の確保等のため、今まで規制の対象外だったランドオペレーターを登録制とすること等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出した。

3 宿泊業

(1) 生産性向上

宿泊業の生産性向上に向けて、モデル旅館ホテルへのコンサルティング及び全国20箇所で開催した「生産性向上ワークショップ」により創出されたモデル事例を、他の宿泊施設においても実践できるよう冊子及び動画で全国に発信した。また、観光庁オンライン講座第2弾「宿泊、運輸、小売等の先進事例による『サービス労働生産性』とは～労働生産性の革新に基づく成長産業への道しるべ～」を配信した。(受講登録者数約3,700名)

さらに、約2,000の旅館・ホテル等宿泊施設におけるインバウンド対応経費の支援を行うとともに、ICT化等の宿泊業の生産性向上に取り組んだ。

(2) 多様な宿泊サービスの提供促進

ａ)「民泊サービスのあり方に関する検討会」における検討

規制改革実施計画(2016年(平成28年)6月閣議決定)及び「『民泊サービス』のあり方に関する検討会」の最終報告書(同年6月とりまとめ)の内容を踏まえ、適切な規制の下でニーズに応じた民泊サービスを推進できるよう、「住宅宿泊事業法案」を策定し、第193回通常国会に提出した。

ｂ)「観光地再生・活性化ファンド」(仮称)の活用

観光庁と包括的連携協定を締結している株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)において、地域金融機関等と共同して佐賀県等各地域に2016年度(平成28年度)末までに12件の観光活性化ファンドを組成し、これらのファンドから26件の投融資を行った。観光庁では、同機構の取組に関連性の高い事業の情報提供、ファンド組成等のウェブサイトでの周知等、同機構の取組に対する支援を行った。

c）宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用を明確化する指針を策定し、2016年（平成28年）6月、地方公共団体へ通知を発出した。

d）民間による宿泊施設の評価制度の導入

宿泊施設が提供するサービスと旅行者のニーズのマッチングによって旅行者の満足度向上を図るため、まずは旅行者の多様なニーズを分析することで、宿泊施設において、どのようなサービスの仕方があり得るのかについて検討を行った。

4　旅行業

長期滞在する訪日外国人旅行者やリピーターの増加に伴う地域独自の文化や産業の体験・交流等を重視した旅行商品に対するニーズの高まりに対応するため、有識者等による「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」（2016年（平成28年））の結果を踏まえ、地域限定旅行業に係る規制緩和等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出した。

5　観光地再生・活性化ファンド（仮称）

2016年（平成28年）12月に立ち上げた「観光産業革新検討会」において、観光施設・観光地の活性化事例を取り上げ、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援のあり方について検討した。

第2節　民泊サービスへの対応

1　民泊サービスのルールづくりに向けた検討

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節3（2）a

2　国家戦略特区制度を活用した多様なニーズへの対応

「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」いわゆる「特区民泊」について、2016年（平成28年）10月31日、「最低宿泊・利用日数」を「6泊7日」から「2泊3日」に引き下げることを定めた「国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令」が施行された。これを受け、大阪府、大阪市及び北九州市において、「2泊3日」の特区民泊を開始した。

第3節　産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

1　観光産業の担い手の3層構造による育成

（1）観光経営を担う人材育成

トップ人材については、我が国の観光産業全体を牽引できる人材を育成することを目的に、一橋大学及び京都大学の大学院段階に観光の経営人材を恒常的に育成する観光MBA設置に向けた取組を開始した。具体的には、産学官関係者によるワーキング・グループを立ち上げ、カリキュラム内容等について検討を行った。また、「産学連携サービス経営人材育成事業」により、観光経営人材育成に関するカリキュラム開発を行う大学を支援した。

（２）観光の中核を担う人材育成の強化

中核人材については、観光産業における課題解決に取り組むため、昨年度行った小樽商科大学での教育プログラムを水平展開し、和歌山大学及び大分大学において、特に地域の観光産業の中核を担う旅館・ホテルの次期経営者等の管理者を対象として、宿泊産業の経営力向上に向けた産学連携の講座を開講した。また、今後の展開に向けて既存の観光系大学のカリキュラム内容や産業界が求める人材ニーズについて調査検証を行った。

「産学連携サービス経営人材育成事業」において、大学等の観光に関する学部・学科・コースの設置に向けたカリキュラム開発、実証を支援した。なお、本事業では、他の教育機関のカリキュラムに活用されることも含め、取組を進めた。

観光分野の人材を含め、産業界のニーズに対応して実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化については、2019 年度（平成 31 年度）の開学に向け、「学校教育法改正法案」を第 193 回通常国会に提出した。

（３）即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業では、専修学校や大学等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発を目的として、2016 年度（平成 28 年度）には、富山情報ビジネス専門学校や横浜商科大学等、５件の観光分野の取組を実施した。

2 「道の駅」における人材育成

夏期休暇や通年の授業を利用し、「道の駅」で就労体験（インターン）や地域の資源を活用した商品開発等を行う取組（連携企画）を、就労体験型は 22 大学と 28 駅、連携企画型は 37 大学と 38 駅が参画し実施した（2017 年（平成 29 年）３月末現在）。

第４節　宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

1 旅館等に対する投資促進

（１）旅館等に対するインバウンド対応促進支援

訪日外国人旅行者受入環境整備を促進するため、約 2,000 の旅館・ホテル等宿泊施設において、Wi-Fi の設置、トイレの洋式化等のインバウンド対応経費の支援を行った。

全館 Wi-Fi 環境整備

客室トイレの洋式化

（２）「観光地再生・活性化ファンド」（仮称）の活用

【再掲】第Ⅲ部第２章第１節３（２）b

2 旅館等の空室の有効活用

全国５地域を対象に、宿泊施設から直前の空室情報を集約し、発信するサイトを構築・稼働させ、また駅や空港等の観光案内所にて案内業務支援のツールとして活用する実証実験を行った。

3 宿泊産業事業者の人材育成

【再掲】第Ⅲ部第２章第３節１

4 多様なニーズへの対応

【再掲】第Ⅲ部第２章第１節３（２）d

5 宿泊施設整備の促進

（１）宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

【再掲】第Ⅲ部第２章第１節３（２）c

（２）古民家の宿泊施設へのリノベーションに対する金融支援

一般財団法人民間都市開発推進機構が地域金融機関と連携してファンドを立ち上げ、古民家のリノベーション等の民間まちづくり事業を出資・融資により支援する、「まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）」を、平成29年度政府予算において創設した。

6 海外宿泊事業者等の日本進出支援

日本貿易振興機構（JETRO）は、訪日観光客が増加しているアジアを中心に、地方都市に路線を就航させる航空会社、ホテル、旅行会社、観光客向けの金融決済サービス等13社の観光関連企業の誘致及び在日外資系企業の日本でのビジネス拡大を支援した。

第５節 世界水準のDMOの形成・育成

1 「日本版DMO候補法人」に対する支援

観光地域づくりの専門組織である日本版DMOの形成・確立を支援するため、日本版DMO候補法人として、2016年度（平成28年度）末までに134法人を登録した。また、「『日本版DMO』形成・確立に係る手引き」を改訂し、各地域の観光地域づくりに関する取組をピックアップし掲載することで優良事例の横展開を図った。加えて、「『日本版DMO』を核とする観光地域づくりに対する支援メニュー集」を改訂し、観光地域づくりに取り組む日本版DMO候補法人の取組を支援した。

2 世界水準のDMOの形成に向けた支援の実施

（１）情報支援・ビッグデータの活用促進

観光地域のマネジメント・マーケティングや、DMOと民間事業者・専門人材とのマッチング、またDMO間の連携促進を行うためのシステム・ツールである「DMOネット」を開発し、2017年（平成29年）３月に日本版DMO候補法人向けに展開した。

加えて、訪日外国人旅行者の動態及び関心事項の調査・分析に基づき、全国各地のDMO等の観光関係者がビッグデータを活用するための手引きを作成・公表した。

また、都道府県・市区町村単位で訪日外国人旅行者等の宿泊・属性データや地域の観光資源等のビッグデータを集約し、誰でも分析できるようにオープン化した「観光予報プラットフォーム」は、

2016年（平成28年）４月より観光予報プラットフォーム推進協議会において本格稼働に向けた管理・運営を開始した。

サービス事業者の生産性向上を目指す地方公共団体・観光関連事業者等に対しての周知や、セミナーでの普及・アンケート等を行い、2017年（平成29年）２月13日現在、5,000人超のウェブ登録会員に利用され、同会員のネット接続による検索回数は１日平均約4,000回となった。

（２）人的支援

国内及び海外の事例を参考にした人材育成プログラムを開発し、2017年（平成29年）３月には、本プログラムを活用しDMOを担う人材を対象とした研修を試行した。また、DMOと専門人材とのマッチング機能を実装した「DMOネット」を開発し、同年３月、地域に対して展開した。

（３）財政金融支援

ａ）「地方創生推進交付金」による支援

改正地域再生法に基づき創設された地方創生推進交付金は、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業について安定的かつ継続的に支援するためのものであるが、2016年度（平成28年度）分（1,000億円）については、2016年（平成28年）６月及び９月に募集を行い、日本版DMOへの支援も含め、合計で1,201件の事業を採択した。その上で、平成29年度政府予算においても、前年度と同額の1,000億円を計上した上で、地域の実情も踏まえ、申請事業数やハード事業費の割合等について運用の弾力化を図ることとしたところであり、2017年度（平成29年度）第１回募集を2017年（平成29年）３月に実施した。

特に、日本版DMOに対しては、地方創生推進交付金等により、専門人材の招へいやマーケティング調査等、DMOの形成・確立に向けた取組を支援した。

ｂ）官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）から、瀬戸内７県の広域DMOと連携して地方銀行７行と株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が運営する「せとうち観光活性化ファンド」や、ITを活用して観光インバウンド事業を行うベンチャー企業向けのファンドに対し、LP出資[22]を実施した。

また、インバウンド需要を取り込むための地域ぐるみでのリノベーションを行う観光事業等、地域の未来につながる投資を促進していくため、金融支援等を措置する「地域未来投資促進法案」を閣議決定した。

ｃ）政府系金融機関による支援

株式会社商工組合中央金庫は地域金融機関と連携し、地域中核企業や地域資源を活用した連携５件に対して合計７億円を融資した。一例として、京都の宿泊業者が地元の飲食業者やリネンサプライ業者と連携して、築約100年の長屋を改装し、高品質で京都独特の空間を提供する高級旅館の開業資金を、株式会社商工組合中央金庫と京都銀行が連携して融資した。また、その他観光事業180件に対して合計115億円を融資した。

株式会社日本政策投資銀行（DBJ）は、瀬戸内地域の地方銀行７行等とともに、2016年（平成28年）４月に「株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション」へ出資し、あわせて株式会社海外需要開

22　LP出資とは、出資額の範囲においてのみ責任を負う有限責任組合員（Limited Partner）が行う出資のことをいう。

拓支援機構（クールジャパン機構）等と連携して「せとうち観光活性化ファンド」の組成を行い、同地域における広域DMOを形成支援するための経営・資金面での支援を行ってきたところであり、当該ファンドを通じて、新規クルーズ船事業等に対する資金供給を実施した。

第６節　「観光地再生・活性化ファンド」（仮称）の継続的な展開

1　観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の安定的・継続的提供

（１）政府系金融機関による支援

【再掲】第Ⅲ部第２章第５節２（３）c

（２）「観光地再生・活性化ファンド」（仮称）の活用

【再掲】第Ⅲ部第２章第１節３（２）b

（３）株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）によるファンド組成終了後の支援体制の整備の検討

官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備するため検討を行った。

2　株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）による観光地域づくりファンド支援

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）が出資を実施した、瀬戸内７県の広域DMOと連携して地方銀行７行と株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が運営する「せとうち観光活性化ファンド」から、新規クルーズ船事業と温浴施設を中心とした複合レジャー施設への出資を決定した。

第７節　次世代の観光立国実現のための財源の検討

観光立国の実現による経済再生と財政健全化を両立させる観点から、引き続き観光関係予算の適切な確保に努めるとともに、今後のインバウンド拡大等、増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するため、国の追加的な財源の確保策について検討を行う。

第８節　訪日プロモーションの戦略的高度化

1　オリパラ後も見据えた訪日プロモーションの取組

（１）欧米豪に対するプロモーション

欧米豪で開催されたウィンタースポーツに特化した旅行博への出展を行うとともに、地方公共団体やスノーリゾート等と現地旅行会社との商談会を実施した。

また、東北を中心に、現地旅行会社やメディアを招請し、新たなスノーリゾートの紹介や、サイクリング等のアクティビティを実際に体験してもらうことで、多様な訴求コンテンツの情報発信と商品造成を促進した。

（２）質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

訪日プロモーション事業において、日本の歴史、伝統文化等をテーマにした発信を強化し、質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージを確立するため、以下の取組を行った。

欧州において、現地のクリエーターを起用し、一貫したブランドイメージの下でデスティネーションとしての日本の魅力を訴求するための映像を開発し、ウェブサイト等で強力に発信した。

2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期に合わせ、海外の金メダリストが日本の観光地を体験する映像を作成し、海外主要局にて放映した。

2016年（平成28年）５月にサミットが開催された伊勢志摩にドイツの富裕層向けメディアを招請し、富裕層向け宿泊施設やサイクリング等のアクティビティに加え、伊勢神宮や海女等、地方の歴史・伝統文化を取材してもらうことを通じて、日本の歴史・伝統文化等を強力に発信した。

（３）地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する支援体制強化

札幌・仙台（2016年（平成28年）11月）、名古屋・福岡（同年12月）、新潟・広島・沖縄（2017年（平成29年）２月）、香川・埼玉（同年３月）で実施したインバウンド関係者を対象としたセミナーにおいて、地方公共団体等からの相談を受けるカウンターを設置し、対応した。

（４）オリパラを活用した訪日プロモーション

ａ）オリパラ等を契機とした魅力の発信

①ラグビーワールドカップ2019日本大会を契機とした欧米豪旅行会社への訪日旅行商品造成支援

ラグビー人気が高いフランスの旅行会社を招請する際、ゴールデンルート上の観光地に加え、会場となるスタジアムも行程に組み込んだ視察等を実施した。

②文化プログラムの活用

日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトにおいて日本の伝統文化や地域の祭り等について情報発信を行ったほか、フランスで開催される日本のポップカルチャーの祭典「JAPAN EXPO」へ出展することでマンガやアニメを活用した日本の魅力の発信を行う等の取組を実施した。

③メディア芸術に関する発信の強化

メディア芸術祭20周年企画展を、2016年（平成28年）10月～11月に実施し、メディア芸術祭や人材育成を通じ、現代アートやマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術の創造・発信を強化した。

④オリパラに向けた観光促進策の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、2020年以降のレガシーとなる関係機関・組織との連携体制のあり方や、連携して実施するべき具体的な観光施策について検討を行った。

⑤リオデジャネイロ大会に際しての日本の魅力発信

2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会の開催中に設置された「Tokyo 2020 JAPAN HOUSE」に観光庁は他省庁と連携して出展し、日本の観光魅力を発信した。また、日本貿易振興機構（JETRO）は経済産業省と連携し、キャラクター等のコンテンツを中心に、クールジャパン、産業観光の情報発信を行った。

大会開催に合わせて、海外メディアが無料で入手できる日本各地の観光資源の映像や画像をオンライン上で提供する「JAPAN On-line MEDIA CENTER」を開設した。

⑥ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

【再掲】第Ⅲ部第１章第８節６

⑦「オリパラアンバサダー」（仮称）導入の検討

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、訪日外国人旅行者等へ

の道案内や高齢者・障害者等への支援の意思を持つ人々等が、全国で統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みを創設するための検討を開始した。

⑧「beyond2020 プログラム」の推進

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」において、2020年（平成32年）以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証し、日本全国へ展開することを決定し、2017年（平成29年）1月から認証を開始した。

b）スポーツツーリズムの推進

スポーツツーリズムの推進、イベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致等、スポーツと地域資源を掛け合せたまちづくり・地域活性化を推進する組織である地域スポーツコミッションの活動に対する支援を行うとともに、地域の優良事例の水平展開を図るため、まんが形式の事例集を制作することを発表した。また、スポーツ庁・文化庁・観光庁の三庁の連携の下、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を新設し、スポーツと文化芸術を融合させて観光地の魅力を向上させ、国内外からの観光客の増加や体験型観光の促進を図る取組の表彰・発信を行った。

さらに、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトにおいて、大相撲等の見るスポーツや、スキー・マラソン大会等の参加するスポーツについての情報を発信した。

2016年度（平成28年度）スポーツによる地域活性化推進事業「地域スポーツコミッションへの活動支援」採択地域

c）日中韓三国による連携

日中韓3カ国の政府観光局（日本政府観光局（JNTO）、中国国家旅游局（CNTA）、韓国観光公社（KTO））のロンドン・ニューヨーク・ロサンゼルスにおける現地事務所で覚書（MOU）を締結し、現地旅行博へ3カ国が連携してブース出展したほか、3カ国共同でアジアクルーズ主要寄港地へクルーズ関係者、メディアを招請する等の取組を行った。

2 大規模国際競技大会の開催を活用した観光客の誘客

(1) 大規模国際競技大会の確実な開催による国内外からの誘客

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその事前合宿、ラグビーワールドカップ2019日本大会(全国12会場で開催)やそのチームキャンプのほか、2017年冬季アジア競技大会、2019年女子ハンドボール世界選手権、2021年世界水泳選手権、ワールドマスターズゲームズ2021関西及び2026年アジア競技大会等、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催を支援することにより、各地域に国内外からの誘客を図った。

(2) スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催

スポーツ・文化・ワールド・フォーラムを2016年(平成28年)10月19日～22日の4日間、京都及び東京で開催した。参加者には海外VIPをはじめ、35カ国のスポーツ大臣を含む69カ国の各国代表やトップレベルのアスリートやアーティストを含む総勢延べ約7,500人が参加した。ラグビーワールドカップ2019日本大会、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西等に向けた国際的な機運を高めるためのキックオフイベントとして、観光とも連動させつつ、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論・情報発信した。

3 欧米豪を中心とした訪日層の拡大

(1) 海外のオンライン旅行会社との連携強化

2016年(平成28年)10月から2017年(平成29年)2月まで海外のオンライン旅行会社と連携し、米国、香港、オーストラリア、タイ、フランス、台湾に向けた東北の観光魅力を発信するキャンペーンを行ったほか、各市場において共同広告等、オンライン旅行会社と連携したプロモーションを実施した。

(2)「JAPAN WEEKEND」の実施

2016年(平成28年)9月に開催された「Los Angeles Times The Taste」に日本貿易振興機構(JETRO)と日本政府観光局(JNTO)が共同出展し、日本食の魅力発信と併せて食を目的とした訪日旅行のPRを実施し、日本でしか体験できない食と旅の魅力を発信することで訪日意欲を喚起した。

また、同年11月には、マレーシア・クアラルンプールにおいて、経済産業省、観光庁、日本政府観光局(JNTO)、株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)等が連携して、「クールジャパン」と「ビジット・ジャパン」を同時に発信するイベント「JAPAN WEEKEND」として、「Japan Travel Fair(JNTO主催)」、「JPOP Signature in KL(JETRO主催)」、「MANGA Festival in Malaysia(経済産業省主催)」を集中実施した。

(3)「ジャパニーズライフスタイル」(仮称)の作成

現代の日本の生活様式を世界に伝える媒体「ジャパニーズライフスタイル」(仮称)を作成するにあたり、日本貿易振興機構(JETRO)は既存のインバウンド情報やクールジャパン関連情報の基礎的な情報収集を行った。

4 日本各地の観光資源を活用した地方への誘客促進

(1) 外国語対応が可能な着地型・体験型プログラムの情報発信

日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト内の既存の旅行商品検索サイトについて、これまでの主要

都市に加え地方都市を出発地又は目的地として追加したほか、商品カテゴリを拡充する等の改修を行った。また、関東運輸局より体験型プログラムの情報提供を受け、掲載する情報の拡充を図った。

（2）東京、大阪、京都から日帰りや１泊２日で訪問できる観光地等の情報発信

東京からは東北・北陸・北関東等15ルート、大阪からは中国・四国等10ルート、京都からは中部・北陸等10ルートの合わせて35ルートの日帰り又は１泊２日のルートを設定し、日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトで発信した。

（3）現地において高い発進力を有する者の招請

全国３エリア（岩手・福島・秋田・山形／広島・三重・和歌山／東京）に高い発進力を有する外国人（アメリカ、シンガポール、イタリア）を招請し、旅番組を作成した。それらをフランス、アメリカ、ニュージーランド、アジア27カ国で放映を通じておもてなしや地方の魅力等の情報について海外への発信を行った。

（4）「海外VIPおもてなしツアー」の実施

日本貿易振興機構（JETRO）は2016年（平成28年）10月、経済同友会主催の日本ASEAN経営者会議参加のASEAN経営者、ジェトロ・シンポジウム招へいのベトナム企業経営者及びタイ国政府観光庁（TAT）幹部を対象として、北海道十勝地方の産業観光施設、企業・教育施設等を案内した。

5　新たな季節需要・訪日需要の掘り起こし

重点20市場[23]において、市場特性を踏まえ、プロモーション方針に基づき閑散期の需要喚起のためのプロモーションを実施するとともに、冬期の訪日促進のためのプロモーションを実施した。

6　日本政府観光局（JNTO）の海外事務所新設と現地におけるプロモーション強化

東南アジアや欧州における訪日需要を更に取り込むため、2016年度（平成28年度）にマレーシア、ベトナム、インド、イタリア、スペイン、ロシアの６市場において、日本政府観光局（JNTO）の海外事務所を新設した。フィリピンについては事務所開設の準備を進めた。

また、インバウンド・プロモーションに関わる関係機関の施策との連携を図るため、英国において在外公館等と協議会を設置する等の取組を実施したほか、他の市場においても、事務所ごとに関係機関、現地民間企業等との協議会を設置する検討を進めた。

JNTOクアラルンプール事務所開所式において挨拶をする田中副大臣

7　G7伊勢志摩サミット開催に合わせた情報発信

伊勢志摩サミットの開催に合わせ、中部国際空港等の空港や伊勢志摩サミットプレスセンターにおいて、食や文化等、日本各地の観光の魅力を発信する映像を放映した。さらに、伊勢志摩に海外

23　訪日外国人旅行者数の増加に寄与すると判断される国・地域を重点市場として定め、訪日プロモーションを実施している。韓国・中国・台湾・香港・タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア・フィリピン・ベトナム・インド・豪州・米国・カナダ・英国・フランス・ドイツ・イタリア・ロシア・スペインの20カ国・地域。

の旅行会社やメディアを招請し、伊勢神宮や海女等、地域の歴史・伝統文化を海外に発信するための事業を行う等、伊勢志摩サミットの開催を契機として、訪日外国人旅行者の地方への誘客を更に促進するための取組を行った。

8 海外のガイドブック編集者等の地方への招請

海外の雑誌や新聞の編集者等を各地に招請し、母国の旅行雑誌や新聞に各地域の観光情報の掲載を図り、各地域における魅力的な観光資源についての情報を発信した。一例として2017年（平成29年）１月から２月にかけて、海外のメディア関係者計18名を熊本県等へ招請し、観光資源の情報を発信することで、訪日意欲の促進に寄与した。

9 「オンライン・メディアセンター」の開設

2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせて、2016年（平成28年）８月、海外メディアが無料で入手できる日本各地の観光資源の映像、画像をオンライン上で提供する「JAPAN On-line MEDIA CENTER」を開設した。また、大会期間中に開催された日本PRイベント「Tokyo 2020 JAPAN HOUSE」において、海外メディア関係者を集め開設を告知するイベントを実施した。

10 全国各地での文化プログラムの開催

地域の様々な魅力ある文化・芸術の取組や文化・芸術の担い手の育成に関する支援、芸術団体や劇場・音楽堂等によるトップレベルの舞台芸術活動等への取組支援、国立文化施設の観覧・鑑賞機会の充実等の環境整備を実施するとともに、文化情報を多言語により発信するための調査研究を実施した。

11 文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議

【再掲】第Ⅲ部第２章第８節１（４）a⑧

12 スポーツ振興を通じた国内外からの誘客

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を東京のみならず広く地方に波及させるため、引き続き、スポーツツーリズムの推進、スポーツイベントの開催、誘致等の活動に対して支援を行うことが重要であり、全国各地で新たなスポーツコミッションを設立する動きがあることから、2016年度（平成28年度）においても６地域の「地域スポーツコミッション」の活動へ支援を行い、成功事例の創出を通じて啓蒙・普及を行った。

本支援事業を活用し、三重県では行政と県内事業者が連携し組織された「みえゴルフツーリズム推進協会」によるインバウンドゴルファー誘客に向けた活動、北海道釧路市ではNPO法人東北海道スポーツコミッションがアイスホッケーによる国際交流や合宿誘致活動を図る等、多様な取組が行われた。

13 アスタナ国際博覧会への日本館出展

“Future Energy”「未来のエネルギー」をテーマに、2017年（平成29年）６月10日から９月10日までの３カ月間、カザフスタン・アスタナ市内でアスタナ国際博覧会が開催される。世界共通の課題に対する日本の取組や日本の魅力を世界に発信するため、日本館出展に向けた準備を実施した。

日本館ファサードイメージ図

第９節　インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

1　インターネットを活用した取組

日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトを、外国人有識者のアドバイスに基づいて改善するとともに、ネイティブによる英語チェック体制を整備した。スマホアプリは、2017年度（平成29年度）の運用開始に向けて検討を進めた。

また、ビッグデータやICT を活用して、訪日外国人旅行者の行動を調査分析し、専門家の意見等も踏まえつつ、プロモーションに使用する媒体やコンテンツを決定する等の効果的なマーケティングを実施し、市場毎の各メディアの位置づけやKPI[24]の設定方法、効果測定等、日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトやフェイスブックの機能高度化を図るための手法を明記したマニュアルを整備した。

さらに、在外公館等では、日本政府観光局（JNTO）や現地メディアによる訪日観光情報をはじめとする日本事情の配信や放映を、SNSで再発信することにより、より広い層に拡散した。加えて、外務本省SNSにて発信した地方の魅力等に関するコンテンツのシェアや、独自コンテンツの配信も実施した。

2　欧米豪を中心とする富裕層をターゲットとした旅行先としての日本のブランドイメージの確立

（１）質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

【再掲】第Ⅲ部第２章第８節１（２）

（２）富裕層向けの情報発信等の取組

欧米豪の富裕層を対象とした旅行商談会「ILTM Cannes 2016」「ILTM Cannes 2017」へ出展したほか、「ラグジュアリートラベルアライアンス第３回会議」への出席や、「富裕層旅行者の誘致に向けたインバウンド戦略セミナー」の開催を行った。また、欧米豪を中心に、各市場における富裕層向け有力雑誌や旅行会社から128名を招請し、日本各地の伝統文化等を体験してもらうことを通じて、ターゲットに向けた情報発信やツアーの造成を促進した。

24　KPI（Key Performance Indicator：主要業績評価指標）とは、目標達成に向けて業務プロセスが適切に実行されているか判断するための主要な指標のことである。

3　在外公館や放送コンテンツ等の活用による日本の魅力の発信

（1）在外公館等の活用による親日層の開拓

ａ）ジャパン・ハウス等の活用

2017年度（平成29年度）の開館に向けて、「ジャパン・ハウス」に関する情報を周知するためのプレイベントを開催し、またイベント等を通じて潜在的協力者の開拓を実施した。

ｂ）地方公共団体によるプレゼンテーションの実施

2016年度（平成28年度）に、地方公共団体と協力して、駐日外交団に対し、各地方公共団体がそれぞれの特色・施策（産業、観光、投資・企業誘致等）に関する情報を発信するセミナーを２件開催した。また、駐日外交団が実際に地方を視察し、各地方が誇る文化・産業施設等の魅力を直接見聞するツアーを３件実施した。

ｃ）地方の観光地としての魅力の発信

東日本大震災後の国際的風評被害対策として、輸入規制及び渡航制限の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として地方の魅力発信、県産品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的なPR事業を、2016年度（平成28年度）は、北京で実施した。

また、地方公共団体等が在外公館と共催し、在外公館施設を活用して、地方の物産や観光等の海外展開プロモーション活動を支援する「地方の魅力発信プロジェクト」を2016年度（平成28年度）は16件実施した。

地方の魅力を世界に発信し、多くの訪日外国人旅行者、対内投資等の誘致を目指す「地方を世界へ」プロジェクトの一環として、岸田外務大臣は、2016年（平成28年）11月、駐日外交団とともに宮城を訪問し、2017年（平成29年）２月には沖縄を訪問、同年３月には熊本・福岡を訪問した。

「第10回松島大漁かきまつりin磯島」に参加する外務大臣（宮城県）

ｄ）飯倉公館におけるレセプションの実施

岸田外務大臣のイニシアティブにより、2015年（平成27年）２月から、岸田外務大臣が地方公共団体の首長と共催して駐日外交団等を外務省施設である飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を内外に発信する「地方創生支援　飯倉公館活用対外発信事業」を開催している。2016年度（平成28年度）は、茨城県、和歌山県、佐賀県、山口県とそれぞれ共催して４回実施し、このうち、2017年（平成29年）３月の山口県知事との共催では、山口県の歴史・文化、食や観光資源等をアピールした。

外務大臣及び山口県知事共催レセプション（2017年（平成29年）３月）

ｅ）文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館及び国際交流基金（JF）による文化事業等を実施することにより、インバウンド観光促進に資する多様な魅力の対外発信強化に努めている。

例えば、2016年（平成28年）６月のバルセロナ夏祭りでは、在外公館が現地団体と共催し、阿波踊り等の日本文化を紹介する事業を実施した。

また、同年５月20日に、日本政府観光局（JNTO）と国際交流基金（JF）は、双方の強みを生かし国際文化交流と訪日旅行の一層の拡大を図ることを目的に、「国際文化交流及び訪日旅行の促進に向けた相互連携に関する協定」を締結した。

その具体的な成果として、日本政府観光局（JNTO）と国際交流基金（JF）の共同企画「日本語スタディ・ツアー」を実施し、2017年（平成29年）３月までに合計９カ国17グループの日本語を学習する中学生・高校生及び講師約450名が来日し、日本各地で、それぞれが企画した社会・文化の体験学習と、日本語を使った交流事業を行った。

なお、同年１月に日本政府観光局（JNTO）と国際交流基金（JF）による本部事務所共用化が実現した。

バルセロナ夏祭りの様子

（２）放送コンテンツの途上国等のテレビ局への提供

外務省・国際交流基金（JF）は、商業ベースでは日本の放送コンテンツが放送されない国・地域

を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の番組の無償提供を実施し、120の国・地域に対して、延べ1,733番組を提供した。

また、観光庁では、バングラデシュにて日本の映画がテレビにて放映された際に、訪日観光動画を放映した。

(c) Makoto Shinkai/CoMix Wave Films
新海誠監督の映画「秒速５センチメートル」

(３) 放送コンテンツ制作等による日本の魅力のPR

a) 放送コンテンツを通じた日本の地域の魅力の効果的発信

字幕・吹き替え等の付与や国際見本市への出展、広告出稿等のプロモーション費用に対して約900件の支援を実施した。

b) 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）から、瀬戸内７県の広域DMOと連携して地方銀行７行と株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が運営する「せとうち観光活性化ファンド」に対しLP出資を実施したほか、日本コンテンツ専用の衛星放送チャンネル「WAKUWAKU JAPAN」事業を支援し、８カ国で放映した。

c) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）による支援

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）は、我が国の事業者による海外での放送事業を支援することを通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進するため、放送事業を含む新規案件の発掘・精査に取り組んでいる。

d) NHKワールドTVによる発信

日本の情報や魅力を世界に発信するため、NHKのテレビ国際放送（NHKワールドTV）の充実強化の一環として、伊勢志摩サミットの開催に合わせて集中的にNHKワールドTVのプロモーションを行う等、国内外における周知広報を強化するとともに、北米やアジアを中心に受信環境の整備を一層推進した。また、2015年度（平成27年度）に引き続き、中南米の国を対象にスペイン語字幕による多言語放送を試行的に実施した。

e) 地域経済グローバル循環創造ポータルサイトによる日本国内の魅力ある地域産品等の情報発信

地域経済グローバル循環創造ポータルサイトに登録された地域産品情報等を世界に発信するために、多言語化（英語、フランス語、中国語、韓国語）を実施した。

また、外国人の視点で地域産品や食の魅力を発信するため、地方公共団体が、海外で活躍する食の専門家を対象とした産地体験・見学ツアー等の取組をモデル的に実施し、その取組の様子を動画等で発信した。

f）地方公共団体プロモーション動画の放映

日本の地方の魅力を世界に発信するため、「全国移住ナビ」に掲載された地方公共団体プロモーション動画のうち、優れた作品を多言語化し、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会で設置された「Tokyo 2020 JAPAN HOUSE」で放映した。

g）関係省庁連携による日本の各地域の魅力の発信

総務省では、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につながるよう、関係省庁とも連携し、日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信する取組を36件実施したほか、映像コンテンツの国際見本市において、関係省庁と連携しながら、日本の放送コンテンツや日本食、日本文化等の魅力を発信した。

経済産業省では、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）が支援している伊勢丹ジャパンモールにおいて、取扱商品の紹介、地方公共団体と連携した国内ロケを、総務省放送コンテンツ海外展開総合支援事業の支援案件（マレーシアのTVドラマ制作・放映）と連携して実施した。

農林水産省では、総務省と連携し、2016年（平成28年）10月に開催された国際番組見本市である「mipcom」の会場において、農林水産省が新たに製作したアニメ「英国一家、日本を食べる」の特別版を放映した。来場した世界各国のバイヤーに対して、アニメの拡散による日本産食材・食文化の魅力を発信した。

観光庁では、同年9月に開催された「Los Angeles Times The Taste」に日本貿易振興機構（JETRO）と共同出展し、日本食の魅力発信と併せて食を目的とした訪日旅行のPRを実施し、日本でしか体験できない食と旅の魅力を発信することで訪日意欲を喚起した。また、同年11月には、マレーシア・クアラルンプールにおいて、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）、日本政府観光局（JNTO）、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）等が連携して、「クールジャパン」と「ビジット・ジャパン」を同時に発信するイベント「JAPAN WEEKEND」として、「Japan Travel Fair（JNTO主催）」、「JPOP Signature in KL（JETRO主催）」、「MANGA Festival in Malaysia（経済産業省主催）」を集中実施した。

mipcomオープニングレセプションにおける、著名なフードライターでアニメ「英国一家、日本を食べる」の原作者であるマイケル・ブース氏による日本食・食文化のすばらしさの紹介

（4）国内観光情報サイトの多言語化

日本観光振興協会の国内観光情報サイト「全国観るなび」の多言語化について、2016年度（平成28年度）に英語サイトの構築に着手した。

（5）放送コンテンツの権利処理の一層の迅速化

放送事業者及び権利者間において統一的な手続きに関する合意が図られ、初回放送直後のスピーディな海外展開が実現可能になった。

（6）日本語教育の拡充による親日層の育成

国際交流基金（JF）を通じて、日本語専門家の派遣、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に努めた。「日本語パートナーズ」の派遣については、2016年度（平成28年度）には派遣対象国・地域を12カ国・地域に拡大し、364名を派遣した。

（7）海外日本庭園の再生

2016年度（平成28年度）に海外日本庭園の現状を把握するための調査を実施した。また、平成29年度政府予算において、海外日本庭園修復のためのモデル事業の実施及び支援体制構築に向けた検討を行うための経費を計上した。

4 風評被害を最小限に抑えるプロモーション

熊本地震により、落ち込んだ九州地方のインバウンド需要の回復を図るため、「九州の観光復興に向けての総合支援プログラム」（2016年（平成28年）5月31日）に基づき、海外の旅行会社や航空会社と連携した九州向け旅行商品や航空路線をPRする共同キャンペーンを実施する等、大規模な訪日プロモーションを実施した。

5 観光分野における多国間枠組みへの貢献

UNWTO（国連世界観光機関）やASEAN＋3（東南アジア諸国連合＋日本、中国、韓国）、OECD（経済協力開発機構）及びAPEC（アジア太平洋経済協力）等の観光分野における国際会議の中で、我が国のインバウンド観光政策等を共有し、加盟国・地域のインバウンド観光政策の向上に積極的に貢献した。

UNWTO（国連世界観光機関）に関して、2015年（平成27年）に25年ぶりに執行理事国へ就任したことを踏まえ、2016年（平成28年）6月に観光庁とUNWTO（国連世界観光機関）との共催で地域委員会及び「観光と技術に関する国際会議」を奈良で開催した。国内外の有識者の参加の下、技術革

第16回ASEAN＋3観光大臣会合（2017年（平成29年）1月、シンガポール）

新や新たなビジネスモデルがもたらす観光分野における可能性や観光分野における技術の先進的な取組について議論を行った。

また、2017年（平成29年）1月の第16回ASEAN＋3観光大臣会合（シンガポール）において、藤井国土交通大臣政務官より、日本の観光振興の取組について発表を行った。

6　二国間関係の強化による双方向交流の拡大

2016年（平成28年）9月に、石井国土交通大臣はツーリズムEXPOジャパン開催に合わせて訪日したカンボジア、ミャンマー、メキシコ、パラグアイ、タイの観光大臣等と面会し、双方向交流の拡大について政策対話を行った。また、両国間の観光交流・協力促進を図るため、同年10月には日インド観光協議会、同年11月には日越観光協力委員会を実施した。また、2017年（平成29年）2月には日露観光交流促進協議会を開催し、ロシアと観光分野協力に関する覚書を締結した。

7　先住民族としてのアイヌ文化等の発信

2016年度（平成28年度）は、民族共生象徴空間の具体化に向けた取組として、国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園の設計等を実施するとともに、民族共生象徴空間の管理運営体制について検討を行った。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて一般公開する民族共生象徴空間への100万人の来場者実現に向けて、海外に向けたアイヌ文化等の情報発信方策を検討するとともに、象徴空間PRポスター作成、空港等におけるアイヌ工芸品等の展示拡充等、普及啓発に取り組んだ。

8　外国メディア招へいや公益財団法人フォーリン・プレスセンター（FPCJ）も活用した情報発信

記者やテレビ番組制作チーム等の外国メディア関係者を招へいし、海外へ情報発信するとともに、公益財団法人フォーリン・プレスセンター（FPCJ）を通じ、地方を含む日本の魅力発信及び外国メディアの国内取材活動支援を実施した。

2016年（平成28年）12月には、アジア招へい記者グループによる山口取材及び在京外国プレスによる山口プレスツアーを合同で実施した。岩国市の錦帯橋や長門市の元乃隅稲成神社等を取材し、欧州やアジア各国のメディアで関連の記事が掲載された。

岩国市の錦帯橋を取材する外国記者

9 世界の主要都市における広告

2016年（平成28年）９月の国連総会に合わせて訪日観光セミナーを開催するとともに、期間中、ニューヨークのタイムズ・スクエアで、日本の美しい景色等の日本の魅力を紹介する映像を放映し、米国のみならずニューヨークを訪れる世界中の人々に対しPRを実施した。

10 放送コンテンツ・ジャパンチャンネルを活用した日本の魅力の発信

日本コンテンツ専用の衛星放送チャンネル「WAKUWAKU JAPAN」事業を支援し、８カ国で放映した。また、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）が出資を実施した、瀬戸内７県の広域DMOと連携して、地方銀行７行と株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が運営する「せとうち観光活性化ファンド」から、新規クルーズ船事業と温浴施設を中心とした複合レジャー施設への出資を決定した。

11 文化芸術を通じた国際交流の推進

（１）国内外芸術家の滞在型創作活動等の支援

国内外芸術家の滞在型創作活動支援事業を行うアーティスト・イン・レジデンス（AIR）実施団体に対して助成することにより、海外のAIR実施団体との国際的な協力関係を活発にし、双方向の国際文化交流を促進するとともに、地域の魅力の再発見や文化芸術の創造活動を促進した。

遊工房アートスペース（London/Tokyo Y-AIR 交換プログラム2016）

（２）メディア芸術に関する発信の強化

【再掲】第Ⅲ部第２章第８節１（４）a③

第10節 MICE誘致の促進

1 MICE誘致促進に向けた支援体制の構築

（１）「MICE推進関係府省連絡会議」の設置

MICE誘致・開催を政府横断的に支援するため、2016年（平成28年）12月、内閣官房・内閣府・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省の局長級を構成員として「MICE推進関係府省連絡会議」を新設・開催し、MICE誘致に係る政府間連携の今後の方向性等について議論を行った。また、2017年（平成29年）３月には、関係府省の課長級によるワーキングチームを開催し、政府横断的に支援するMICE案件について支援策の検討等を行った。

(2)ユニークベニューの利用促進

国内で開催される国際会議、ミーティング及びインセンティブ旅行において、ユニークベニューの利用実証事業を行い、施設管理者、主催者へのヒアリング及び利用者へのアンケート調査から、それぞれのニーズや課題を把握・整理した。

また、これらのニーズや課題を踏まえ、2017年(平成29年)2月に大阪及び東京でコンベンションビューロー、会議運営事業者、旅行業者、地方公共団体、施設管理者等を対象としたセミナーを開催し、国内外の先進事例や施設開放に至った経緯や工夫を紹介する等、ユニークベニュー活用促進に向けた方策について、情報共有を図った。

横浜美術館で行われたBioJapan 2016パートナリングパーティの様子

迎賓館で行われた『「4,000万人」の実現に向けた訪日旅行ビジネス交流会』にて開会挨拶をする石井国土交通大臣

(3)会議施設等の整備に対する支援

グローバル企業のビジネス活動を支える施設の整備に対する支援措置を講じるとともに、これらの施設の整備に対して、支援限度額を引き上げる等、民間都市開発推進機構による金融支援の強化を行った。

(4)MICEの経済波及効果の調査

MICEの経済効果等の意義を幅広い層に啓発することを目的として、主に国際会議主催者や参加者に対するアンケート調査等によるデータの収集、有識者委員会での議論を踏まえ、国際会議開催による経済波及効果の算出を行った。その結果、国際会議の外国人参加者1人当たりの平均消費額は約26万円、年間の経済波及効果は約5,905億円であること等が算出され、観光庁ウェブサイトで公表した。

(5)インセンティブ旅行の誘致促進

インセンティブ旅行のデスティネーションとして日本をPRするための情報を集めたページを日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト内に構築した。また、インセンティブ旅行のベストプラクティスを共有し、その質の向上を図るため、2016年(平成28年)12月、横浜にて開催した国際会議見本市(IME)において、独創性や地方創生等の観点で優れた訪日インセンティブ旅行を企画した海外の旅行会社を表彰した。その結果、台湾、ドイツ、オーストラリアの旅行会社が受賞し、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト、プレスリリース等により国内外での周知を図った。

(6)国内外のステークホルダーへの働きかけ

2016年(平成28年)11月(沖縄)、12月(東京)に実施した国内主催者向けセミナー等、日本国内のステークホルダーが集まる機会を活用し、日本のMICEブランド「New ideas start here」の周知

を行った。また、同年４月にフランクフルトで行われた海外MICE 見本市「IMEX in Frankfurt」や、シンガポールでの国際会議主催者セミナー等の機会を活用し、出展ブース装飾や配布物等にもブランド要素を取り入れ、日本のMICEブランドの訴求を図った。

IMEX in Frankfurt　日本ブース

IMEX in Frankfurt　日本紹介プレゼンテーションの様子

（７）日本政府観光局（JNTO）によるグローバルネットワークの構築

日本政府観光局（JNTO）は、2016年（平成28年）11月にマレーシア・クチンで開催された国際会議協会（ICCA）総会への参加等を通じ、国際的に有力なMICE 主催者との関係を構築してMICEデスティネーションとしての日本のプレゼンスの向上を図った。また、2016年（平成28年）12月に横浜で行われた海外MICE見本市（IME）に国際的なミーティングプランナーの団体であるMPI（Meeting Professionals International）の幹部を日本に招請し、国内MICE関係者とのネットワーク構築の機会を設けた。

（８）大学関係者等MICE 主催者の掘り起こし

日本政府観光局（JNTO）は、2016 年（平成28 年）11月、沖縄にて沖縄観光コンベンションビューローと連携し、国内の国際会議主催者を対象とした「国際会議主催者セミナー」を開催した。約50名の参加者に対し、日本における国際会議の現状の説明等を実施し、国際会議・学会の開催を検討する主催者への支援内容を紹介した。さらに、同年12 月には、横浜において国内の国際会議主催者を対象とした「国際会議主催者セミナー」を開催した。約80名の参加者に対し、日本政府観光局（JNTO）の寄附金・交付金制度の説明及びMICE誘致アンバサダーによる国際会議誘致の事例に関

する講演を行った。

(9) 国内で開催されるイベントに関する情報提供

日本政府観光局(JNTO)は、海外のMICE主催者・運営事業者等を対象とした日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト内のMICE専用サイト(英語)等を通じて、日本で開催されるイベントに関する情報発信を行った。

(10) 産業観光プログラムの充実

日本貿易振興機構(JETRO)は観光庁・日本政府観光局(JNTO)主催の「VISIT JAPAN トラベル& MICE マート(VJTM)」(2016年(平成28年)9月)実施時の海外旅行会社・メディアのファムトリップにおいて、宮城の酒蔵、北海道の製菓工場等、産業観光情報を提供し、ファムトリップの訪問先としてそれらを組み込んだ。

(11) グローバルMICE 強化都市事業

2015 年度(平成27 年度)に選定した「グローバルMICE 強化都市」の5都市(札幌市、仙台市、千葉県千葉市、広島市、北九州市)を対象に、外部コンサルタントを活用したアドバイザー派遣、MICE専門誌への掲載によるプロモーション活動の実施、ステークホルダー連携促進のためのセミナーの開催等の集中的な支援を行い、各都市のマーケティングの高度化を図った。

また、国内のコンベンションビューローの誘致競争力を高めるため、海外競合都市のコンベンションビューローが取り組んでいる先進的な人材育成プログラム等について調査を行い、セミナー等の場で国内のMICE関係者に共有した。

(12) 日本政府観光局(JNTO)による地方都市のニーズ、体制に応じたきめ細かなコンサルティング

日本政府観光局(JNTO)は、2016年(平成28年)9月及び2017年(平成29年)2月に実施した「JNTO インバウンド旅行振興フォーラム」の中で開催された「個別相談会」においてMICE デスクを設け、地方公共団体、コンベンションビューロー、MICE 関連事業者約30 団体に対し、個々のニーズに応じたコンサルティング等を行うとともに、その期間中に実施した「MICE 市場説明会」において、地方公共団体、コンベンションビューロー、MICE 関連事業者約150 名に対し、海外インセンティブ旅行市場の最新動向やMICE見本市の活用等に関する講演を行った。

また、日本政府観光局(JNTO)コンベンション誘致部内に各都市の担当者を設け、随時地方都市からの相談等に応じた。

(13)MICE 誘致アンバサダー

日本国内における国際会議開催の意義についての普及啓発活動や各々の専門分野において具体的な国際会議の日本への誘致活動を行っている者を「MICEアンバサダー」・「MICE誘致アンバサダー」として認定しており、2016年度(平成28年度)は、18名を認定し、2017年(平成29年)3月末までに47名がアンバサダーとして認定されている。これまでの「MICEアンバサダー」及び「MICE誘致アンバサダー」の活躍とプログラムでの誘致支援により、2016年度(平成28年度)は、12件の国際会議の誘致に成功し、累計19件の国際会議誘致に成功した。

(14) 商談会への参加及びセミナーの実施

日本政府観光局（JNTO）は、2016年（平成28年）4月のIMEX（フランクフルト）や同年11月のIBTM World（バルセロナ）等の大規模MICE見本市への参加や、韓国、シンガポールの国際会議主催者向けのセミナーを実施し、日本でのMICE開催を働きかけた。また、インセンティブ旅行の重点市場である韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシアにおいて、地方公共団体やコンベンションビューロー等とともに、現地バイヤーを対象としたインセンティブセミナー及び商談会を実施し、ミーティング及びインセンティブ旅行の取り込みを強化した。さらに、2016年（平成28年）12月、米国にてグローバルに展開する大手インセンティブ取扱旅行会社が主催するネットワーキングイベントへ参加し、商談会やセミナーの実施及び大手ミーティングプランナーのコンソーシアムであるMPI（Meeting Professionals International）の幹部を日本に招請し、商談会及びセミナーの実施によりミーティング及びインセンティブ旅行の日本開催を働きかけた。

2 IR（統合型リゾート）についての検討

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）」が成立したことを受け、同法に基づき、2017年（平成29年）3月24日に特定複合観光施設区域整備推進本部を設置した。同本部において、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等に関する国会での審議やIRに関する国民的な議論を踏まえ、必要な法制上の措置について検討を進めた。

第11節 ビザの戦略的緩和

2016年度（平成28年度）は、日本政府観光局（JNTO）の海外事務所の新規開設によるプロモーション強化や、申請拠点の拡大等のビザ申請環境の整備と連携しつつ、中国、インド、ロシア、カタール、ブラジルに対するビザ緩和を行った。

具体的措置としては、2016年（平成28年）10月、中国に対する商用数次ビザ緩和及び一定範囲の大学生等に対するビザ申請手続の簡素化を実施した。また、2017年（平成29年）においては、1月にロシアに対する数次ビザ導入、商用数次ビザ緩和及び自己支弁渡航時の身元保証書等を省略する措置を、2月にはインド向けに大学生等に対するビザ申請手続の簡素化を実施した。

第12節 訪日教育旅行の活性化

1 地域における調整・相談窓口の構築及び地域の観光部局と教育部局の連携の促進

日本政府観光局（JNTO）ウェブサイト内に訪日教育旅行に特化したウェブサイト（日本語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語）を開設し、国内地域における調整・相談窓口や提供可能プログラム等の情報をとりまとめ、海外の学校関係者や旅行会社等に提供するほか、全国から5件の訪日教育旅行受入の現場を取材し、ノウハウ等の情報を提供した。

2 海外と地域をつなげる一元的な相談窓口の設置

2016年（平成28年）4月に、訪日教育旅行に関する一元的な相談窓口を日本政府観光局（JNTO）に設置し、海外で訪日教育旅行を計画する学校等と日本の受入側地方公共団体とのマッチング等を開始した。

3 訪日教育旅行に対する理解の促進

観光庁と文部科学省が連携し、2016年（平成28年）10月に「日台教育旅行セミナー」を開催する等、日本政府観光局（JNTO）が中国及び台湾市場を対象としたセミナーを通じて、国内の地方公共団体や旅行関係者等に向けて訪日教育旅行受入のための情報提供を行った。また、「訪日教育旅行受入促進検討会報告書」（2015年（平成27年）10月公表）において示されている、役割分担の明確化について、関係者への周知を図った。

4 訪日教育旅行の地方への誘致

日本政府観光局（JNTO）が台湾の教育関係者等を招請し、東北２行程を含む14の行程で、日本の各地方において、訪日教育旅行における交流を受け入れている学校や観光資源等の視察を行ったほか、韓国、中国、マレーシアからの招請を実施した。

第13節 観光教育の充実

1 観光・旅に関する教育の充実に向けた取組

子どもたちが地元や日本各地の歴史や文化の魅力的な観光資源等を学習し、その魅力を発信する取組事例を収集した。また、教材の作成及び普及の検討にも着手した。

中央教育審議会の答申において、高等学校における地理歴史科の科目構成を見直し、共通必履科目としての「地理総合」を設置することが示された。

2 若者世代の旅行需要喚起

「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、2016年度（平成28年度）は35地域を選定し、地域資源を活用した旅行商品の造成等を支援した。京都府木津川市では、学生が企画した、市内の文化財を巡る旅行商品のモニターツアーの実施等を支援した。

3 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

（１）「若旅★授業」の全国展開

「若旅★授業」に関しては、東京都に加え、愛知県や群馬県等で計14回実施した。また、地域資源を活用した観光地魅力創造事業では、学生が企画した旅行商品のモニターツアーの実施等の取組を支援した。

（２）「道の駅」における大学連携

【再掲】第Ⅲ部第２章第３節２

第14節 若者のアウトバウンド活性化

1 旅行費用軽減をはじめとする若年層の海外旅行促進

国際感覚の涵養、国際相互理解の増進等の高い意義を有する若者の海外旅行の促進のため、若者割引の開発等の促進策を検討した。また、日本旅行業協会がアウトバウンド促進を目的に関係者の参画の下に設立した「アウトバウンド促進協議会」と協調し、関係者と関係省庁による議論を踏まえつつ、海外旅行の意義や魅力の発信等を通じて若者の海外旅行需要を喚起することとした。

2 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第Ⅲ部第２章第９節５

3 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第Ⅲ部第２章第９節６

第3章 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

第1節 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

1 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、2016 年度（平成28年度）において空港での入国審査待ち時間20 分以内の目標を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、以下の取組を実施した。

（1）バイオカートの導入

我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートを2016年度（平成28年度）に関西空港等３空港に導入した。

（2）プレクリアランスの早期実現に向けた協議の加速

我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の早期実現に向けて、具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を行った。

（3）トラスティド・トラベラーの自動化ゲートの対象化

出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者（トラスティド・トラベラー）」として特定し、自動化ゲートの対象とする制度について、2016年（平成28年）11月１日から運用を開始した。

（4）顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートについて、2018年度（平成30 年度）以降早期の導入に向けて、システム開発等必要な準備を進めた。

（5）個人識別情報を活用した出国時の自動化ゲート利用

我が国の空港における出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大するため、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進めた。

（6）入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田国際空港及び関西国際空港において入国諸手続時間の計測・公表の実証実験を行った。

2 先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、先進的なボディスキャナーを当初導入予定の羽田、成田、関西及び中部の４空港に加え、新千歳、福岡等の４空港を加えた計８空港に導入した。

また、全国の主要空港への整備完了はラグビーワールドカップ2019日本大会開催までとし、当初計画より１年前倒しした。

3　出入国審査等に係る物的・人的体制の整備

増加する訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設やCIQ に係る予算・定員の充実を図り、関係省庁等の連携の下、必要な物的・人的体制の整備を進めた。

具体的には、2016年度（平成28年度）当初に、入国審査官155人、税関職員144人、検疫所職員41人、動植物防疫官24人を増員した。さらに、訪日外国人旅行者の急増等に対応するため、2016年（平成28年）９月には、入国審査官62人、税関職員40人、検疫官21人、動植物防疫官６人の緊急増員を実施した。

他にも、出入国管理では、審査ブースの増設、審査機器の増配備を行った。

税関では、厳しいテロ情勢も踏まえ、国際定期便が離発着する全ての空港に不正薬物・爆発物探知装置を配備する等、取締・検査機器の整備を進めた。

検疫では、平成28年度第２次補正予算において、検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止や人権に配慮した有症者待機室を整備するために必要な経費349百万円を計上した。

動植物検疫では、動植物検疫探知犬４頭の増頭による水際での携行品等検査の体制の整備や、QRコード付き多言語ポスター、ウェブサイトの多言語化による広報の強化等を行った。

4　ファーストレーンの整備促進

国際会議参加者の対象範囲拡大に向けた関係者との調整・検討を開始した。

成田空港・関西空港において既に設置されているファーストレーンについて、対象範囲の拡大等利用促進を図った。

また、羽田空港をはじめとする国内の他の主要空港における導入についても、成田空港・関西空港の運用状況を見ながら検討を進めた。

5　乗客予約記録の分析・活用の高度化

個人情報の適切な保護・管理体制の下、国内外の関係機関との情報連携を推進するとともに、ほぼ全ての航空会社から入国旅客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）により電子的に取得し、これを分析し、それに基づく税関検査及び入国審査を実施した。また、税関においては、より一層効率的かつ効果的な税関検査の実施を推進するため、出国旅客の乗客予約記録の報告を求めることとした。

さらに、2016年（平成28年）10月からは入国審査時に提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施し、テロリスト等の入国を水際で確実に阻止することとした。

第２節　民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

1　ボトルネックとなっている宿泊施設、観光バス乗降場等の整備促進

（１）宿泊施設の整備の促進

【再掲】第Ⅲ部第２章第１節３（２）c
【再掲】第Ⅲ部第２章第４節５（２）

（2）観光バスの駐停車対策

乗用車用のコインパーキングを観光バス駐車場に転用する等、地方公共団体による観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組を推進した。

容積率緩和制度を活用したバス乗降場等の整備事例を地方公共団体へ2017年（平成29年）2月に周知した。

2 公共デジタルサイネージの設置促進

公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化に向けて、屋外広告物条例ガイドライン（案）を改正し、2017年（平成29年）3月、地方公共団体に通知した。

3 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

都市公園内の施設で得られた収益を管理の質の向上に充当する仕組み等の先進的な事例の周知（2016年（平成28年）5月、国土交通省ウェブサイトにて公表）等により、官民連携によるまちの賑わい創出、都市公園のサービス水準の向上を促進した。

4 都市公園内への観光案内所等の設置促進

都市再生特別措置法の改正により、観光案内所等を都市公園内に設置できるよう占用特例制度を2016年（平成28年）9月に創設した。

5 会議施設等の整備や統一的な案内サイン、バリアフリー化等の整備への重点支援

（1）会議施設等の整備に対する支援

【再掲】第Ⅲ部第2章第10節1（3）

（2）拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

拠点駅周辺の関係者で策定する「交通ターミナル戦略」に基づく、案内サイン、バリアフリー交通施設、歩行空間等の整備を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワークの構築を推進した。

6 日本の都市の魅力を海外に発信するシティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想の推進

日本の都市の魅力を発信し、インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、国土交通省、東京都、民間企業等からなるシティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想検討会を開催し、2015年度（平成27年度）に引き続き、検討を進めた。

7 道路空間と観光の連携の推進

道路空間の再編による歩道の拡幅等により道路空間の利便性や快適性の向上を図る取組を支援した。また、直轄国道において道路協力団体を26団体指定する等、道路空間を利活用する団体との連携を推進した。

第3節 キャッシュレス環境の飛躍的改善

1 海外発行カード対応ATMの設置促進

3メガバンクの海外発行カード対応ATMの整備について、全国銀行協会との意見交換会等を通

じ大幅な前倒しを要請した。

また、３メガバンク及び地方銀行に対し、ニーズの高い場所での優先的な設置のために有用なデータを提供し、適宜、取組状況のフォローアップを実施した。

海外発行クレジットカード等が利用可能なATMの情報を日本政府観光局（JNTO）のグローバルサイトに掲載した。

2 クレジットカード決済対応等の取組

（1）クレジットカード決済端末の普及支援

2016年度（平成28年度）第２次補正予算において、クレジットカード決済端末のIC対応化を促進するため「クレジット取引におけるセキュリティ対策推進事業」を措置し、クレジット取引のIC対応化に向けた２事業を採択した。

また、観光地におけるキャッシュレス決済の普及状況や更なる普及に向けた課題について調査を行うとともに、加盟店におけるセキュリティ対策の実施状況を調査した。

さらに、クレジットカード会社との意見交換や様々な業界団体が開催する会合を活用し、IC対応クレジットカード決済端末の整備にも利用可能な支援措置を周知する等、安全・安心なクレジットカードの利用環境の普及を促す働きかけを実施した。

（2）「おもてなしプラットフォーム」の構築

訪日外国人旅行者の同意の下、属性情報・行動履歴等を事業者間で活用可能にする「おもてなしプラットフォーム」を構築し、それらの情報を活用した高度で先進的なサービス提供、決済環境整備に向けた実証実験を実施した。

（3）クレジットカードに係るセキュリティ対策

2016年（平成28年）12月に、第192回臨時国会にて、クレジットカード決済端末のIC対応化等による不正使用対策、クレジットカード会社に対するクレジット加盟店管理の強化等を措置した「割賦販売法の一部を改正する法律（平成28年法律第99号）」が可決・成立し、同月に公布された（公布から１年６カ月以内に施行）。改正割賦販売法の円滑な施行に向けて、2017年（平成29年）２月より産業構造審議会割賦販売小委員会を再開し、政省令等の整備に係る検討を進めた。

第４節 通信環境の改善と誰もが一人歩きできる環境の実現

1 通信環境の飛躍的向上

（1）主要な観光・防災拠点における無料Wi-Fi環境の整備

「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」等を実施し、地方公共団体等による避難所・避難場所等への無料公衆無線LAN環境整備を支援した。

（2）災害用統一SSIDの周知・広報

2016年（平成28年）９月に「無線LANビジネスガイドライン」を改訂し、災害用統一SSID[25]「00000JAPAN」（ファイブゼロジャパン）の取組について記載を追加することで周知を図った。

25 SSIDとは、Service Set Identifierの略であり、Wi-Fiにおけるアクセスポイントの識別名である。

（3）シームレスなWi-Fi 利用環境の実現

無料公衆無線LANスポット所有者へ「Japan.Free Wi-Fi」の普及促進を行い、2017年（平成29年）3月末時点で無料公衆無線LANスポット紹介サイトへ約1,300の事業者登録と、約14万3,000件のスポットが登録された。

「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の体制を活用して取り組んだ実証実験を基に、2016年（平成28年）9月に一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構（Wi-Cert）が設立された。同年10月から同機構が管理する認証方式によって、地方公共団体等が提供するWi-Fiサービスの認証連携の取組が開始された。

無料公衆無線LAN共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」

（4）プリペイドSIM の販売促進等による通信環境全体の改善

日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトを活用しプリペイドSIM[26]販売拠点の情報提供を行った。

「訪日外国人旅行者受入環境緊急対策事業」及び「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」を通して、SIMカード・モバイルWi-Fiルーターと相互補完的な通信環境として鉄道駅や空港等への無料公衆無線LAN環境整備を促進した。

2016年（平成28年）3月末時点で、複数国から国際便が乗り入れる空港13箇所、訪日外国人旅行者が訪問する拠点の店舗2,025箇所にプリペイドSIM販売拠点が整備された。

また、国際ローミング料金の低廉化に関心を有する国との間で二国間協議を推進した。

（5）新幹線トンネル内における携帯電話利用環境の整備

2016年度（平成28年度）は、新幹線トンネル内において携帯電話が利用できるようにするため、「電波遮へい対策事業」において12事業の交付決定を行った。

また、山陽新幹線の新山口～小倉間、東北新幹線のいわて沼宮内～二戸間及び上越新幹線の高崎～上毛高原間の一部並びに北陸新幹線の高崎～安中榛名間の全部のトンネル内の対策を完了し、新たに携帯電話が利用できるようになった。なお、山陽新幹線は、同年度の対策完了により、全区間において携帯電話が利用可能となった。

2 誰もが一人歩きできる観光の実現等に向けた取組

（1）多言語音声翻訳システムの普及

2015年度（平成27年度）に引き続き、多言語音声翻訳システムを様々な地域・場面で実利用するために不可欠な雑音抑圧技術等の研究開発や病院、商業施設、鉄道、タクシー等の実際の現場での性能評価等を通じて、更なる技術の精度向上と旅行会話以外の分野への技術の拡大を図った。また、全国6カ所の観光地等で実証実験を実施した。

26 プリペイドSIMとは、携帯電話に差し込むことにより、前払いした料金分だけ携帯電話サービスが利用可能なICカードのことをいう。日本の通信事業者は、訪日外国人旅行者が自分の携帯電話に差し込んで日本の携帯電話サービスを利用できるプリペイドSIMを空港やコンビニエンスストア、ホテル等で販売している。

（2）IoTおもてなしクラウド事業の実施

訪日外国人旅行者の快適な滞在を実現するため、交通系ICカード、スマートフォンやデジタルサイネージ等を活用し、個人の属性に応じたサービスの提供を可能とする共通クラウド基盤の構築、多様な地域におけるサービス実証を千葉・幕張地区、東京都港地区及び渋谷地区の３地区で実施した。

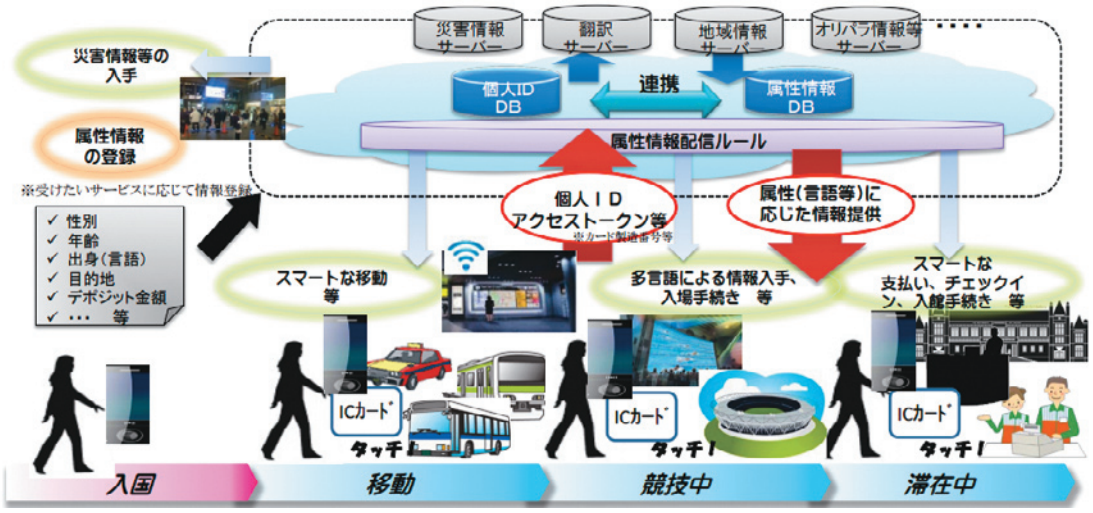

IoTおもてなしクラウド事業イメージ図

（3）観光分野におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケース構築

観光分野のデータ利活用を推進している地域の取組を踏まえ、訪日を検討している外国人旅行者に対し、各地方公共団体等のオープンデータを利活用した観光情報の提供等を行うための実証実験を実施した。

（4）IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出支援

平成28年度第２次補正予算を活用した「IoTサービス創出支援事業」の委託先候補として、観光客の周遊データを収集・分析して地方公共団体等に還元する等の地域実証を行うプロジェクトを２件決定した。

（5）サービスの質の「見える化」の取組

我が国のサービス産業の活性化・生産性向上に向け、サービスの質を「見える化」する「おもてなし規格認証制度」を2016年（平成28年）８月に創設した。

3 観光案内拠点の充実

認定外国人観光案内所の認定申請について、2016年（平成28年）６月よりWebによる通年申請を開始した。また、外国人旅行者の目線による調査を実施するとともに、広域の観光案内を英語で行うことができるカテゴリーⅡ以上の案内所を支援する補助制度を開始した。

コンビニエンスストアのインバウンド対応について事業者と協議するとともに、はじめてパートナー施設の観光案内所を認定した。

「道の駅」において、免税店や外国人案内所の設置等のインバウンド対応を促進し、2016年度（平成28年度）は、18駅で免税店、９駅で外国人案内所が登録された。

4 ムスリム対応の強化

訪日ムスリム外国人旅行者受入環境整備等促進事業実施地域の取組について、観光庁ウェブサイトで紹介を行った。

また、宿泊施設におけるムスリム対応に関するマニュアルの作成を補助制度により支援した。

5 訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報の整備

地名の英語表記規程及び外国人向け地図記号を、公共測量「作業規程の準則」への掲載や周知文の送付等により、地方公共団体や民間に周知した。

また、現在「１：1,000,000日本」のほか主要な地図に記載される自然地名、居住地名、交通施設名の英語化とWEB地図（英語版）公開に向けた準備を進めている。

車道通行を基本とする自転車通行空間の整備を促進し、外国人サイクリストにも通行ルールをわかりやすく伝えるため、自転車ピクトグラムや矢羽根型路面表示の仕様を標準化する等、警察庁と共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を2016年（平成28年）７月に改定し、その周知や技術的助言等を実施した。

また、同年12月には、「自転車活用推進法（平成28年法律第113号）」が公布されたところであり、自転車ネットワーク計画の作成や通行位置の明示等を一層推進し、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を進めた。

6 「道の駅」の通信環境等の整備

「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設及びWi-Fiの整備を促進し、2016年度（平成28年度）は、200駅で電気自動車（EV）充電施設、172駅でWi-Fiが設置された。

7 受入環境向上に向けた調査の実施

日本の受入環境について、空港等での対面調査及びSNS等への投稿の分析を行い、多言語対応や通信環境、公共交通の利用等、訪日外国人旅行者の不満・要望の分野、原因の把握に取り組んだ。

第５節 多言語対応による情報発信

1 中小企業者による取組

中小企業者がインバウンド需要を取り込めるよう、内外の消費者に対してサービスの品質を「見える化」する「おもてなし規格認証」の普及を通じて、クレジットカード対応やインバウンド向けのサイン表示等の取組を後押しするとともに、中小企業者等が、顧客情報の収集・管理を行うアプリ、訪日外国人旅行者に対する接客業務をサポートする多言語対応型のコミュニケーション補助アプリ等のソフトウェアやサービスを導入する際の費用を一部支援する事業を実施することによって、中小企業者の多言語対応・IT化を促進した。

2 「多言語ガイドライン」に基づく取組の加速

「自然公園等施設技術指針」（2015年（平成27年）８月環境省）の改訂に基づき、自然公園の表示における多言語対応を実施した。

クルーズ船等の旅客船が利用するターミナルにおいて多言語対応を促進するため、多言語対応ガイドラインに基づく案内標識等の統一化や多言語化の状況について、2016年（平成28年）12月、港湾管理者に対し調査を行った。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では多くの外国人の来日が見込まれることから、2016年（平成28年）12月に、第５回「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」を開催し、取組の進捗状況や先進的事例の情報を共有した。

3 空港、道路、旅客船ターミナル

（１）デジタルサイネージ等の活用

長崎空港等、国際拠点空港以外の空港で、空港ビル会社においてデジタルサイネージ設置等による多言語対応を行った。

（２）道路案内標識における英語表記改善

交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、歩道に設置された道路案内標識を中心に英語表記の改善・充実、観光案内ガイドブックやパンフレット等と連携したわかりやすい道案内の取組を推進した。

また、全国の主要観光地49拠点における道路案内標識の英語表記改善の取組については、点検、改善内容の検討を経て、全ての拠点において、現地施工に着手した。

道路案内標識と国土地理院が公表予定のWEB地図（英語版）に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図るため、道路案内標識における英語表記とWEB地図（英語版）に記載予定の「英語名称のリスト」における英語表記を比較検討し、各都道府県の道路標識適正化委員会における調整を経て、必要に応じ国土地理院に意見提出等を行った。

（３）旅客船ターミナルの多言語対応

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により、訪日外国人旅行者に対応するために必要な案内標識や自動券売機等の多言語化や可変式情報表示装置の設置について、支援を行った。

4 美術館・博物館

我が国の国立美術館、国立博物館、国立科学博物館の多言語対応については、従前から多様な入館者の受入れの取組を進めており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際して、文化プログラムが進められ、訪日外国人旅行者の増加が想定されるため、Wi-Fiやスマートフォンの活用等のICT技術を駆使した多言語対応を推進した。

また、地域の美術館・歴史博物館については、多言語化による国際発信に係る事業を2016年度（平成28年度）「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」で36件支援することにより、訪日外国人旅行者対応を促進した。

5 自然公園

【再掲】第Ⅲ部第１章第３節１（３）及び（４）

6 飲食店

訪日外国人旅行者の言語や食習慣の違いに対応した飲食店を拡大していくため、飲食施設等における多言語対応や、ムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人旅行者の多様な食文化への対応を促すセミナーを、北海道、東京、山梨、大阪、福岡の５箇所で実施する等、取組を推進した。

7　多言語翻訳アプリの開発

多言語音声翻訳システムを実利用するために不可欠な雑音抑圧技術等の研究開発や病院等の実際の現場での性能評価等を通じて、更なる技術の精度向上を図った。

また、京都市等全国6カ所の観光地等で利活用実証を実施し、誰もが使いやすい翻訳システムのユーザーインタフェースの改良を行い、地域の観光産業の活性化に寄与した。

第6節　急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

1　「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を充実するため、医療通訳・医療コーディネーターの配置支援、院内資料の多言語化等の支援、外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の認証病院の拡大を通じて、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2016年度（平成28年度）までに40箇所程度へ拡大した。

その他の医療機関に対し、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への誘導ができるよう周知した。

2015年度（平成27年度）に引き続き、各都道府県と連携して外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」を約900箇所選定し、2017年（平成29年）3月、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトで公表した。

2　訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

2015年度（平成27年度）日本政府観光局（JNTO）ウェブサイト内に作成した医療ページを多言語化するとともに、訪日外国人旅行者が怪我や病気で困った際の医療機関利用ガイドの活用を、宿泊施設・観光案内所・地方公共団体等に改めて周知した。

3　訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者へ接する機会の多い宿泊施設や観光案内所等へインバウンド保険をチラシ配布で周知するとともに、2016年度（平成28年度）に地方公共団体等と連携し、北海道・近畿エリアにおいて訪日外国人旅行者の医療分野における受入体制整備（医療分野の多言語コールセンターの運用等）の実証実験を実施した。

第7節　「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境

1　交番等における訪日外国人旅行者対応の強化

訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの円滑化のため、交番等において、簡易な絵を指さして意思を伝達することができるコミュニケーション支援ボードや基本的な外国語会話集等の資料・資機材の活用を図った。また、2016年（平成28年）9月末以降、警視庁、神奈川県警察、愛知県警察、京都府警察及び大阪府警察において、訪日外国人旅行者等の多い地域の交番に外国語会話による対応が可能な職員を配置する等により、日本語を解さない外国人からの急訴、相談等に対応することが可能な環境を先行的に整備した外国語対応モデル交番の運用を開始した。

そして、遺失届・拾得物の受理等の各種届出関係書類への外国語併記、防犯・防災情報等の外国語による提供、警察庁・都道府県警察のウェブサイトへの警察制度・警察活動に関する情報の外国語による掲載等の取組を推進した。

さらに、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に、110番通報者とこれを受理する警察本部の通信指令室に通訳人を交えた三者で通話を行う三者通話システムを活用した。

外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、24時間365日、主要な言語に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応を推進するため、各都道府県に対して通知を発出した。

2 救急活動時における多言語翻訳システムの活用促進

独立行政法人情報通信研究機構（NICT）と連携し、多言語音声翻訳アプリ（VoiceTra）の実用化に向けて検討を行った。一部の消防本部と多数傷病者発生事故対応合同訓練を実施し、その結果を踏まえ、実用化に向けた改善を行い、救急隊用定型文を含めた15言語に対応する「救急隊用ボイストラ」を開発した。

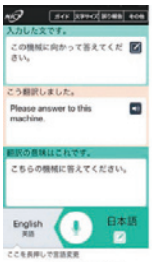

（通常の翻訳）

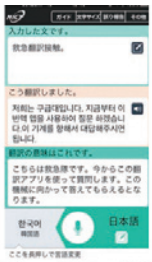

（短縮ワードを使った翻訳）

多言語音声翻訳アプリを活用した訓練

3 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

特に夏期に訪日する外国人旅行者が気をつけるべき熱中症に関する予防法や応急手当等を記載した「訪日外国人のための救急車利用ガイド（英語版）」について、新たに6言語（中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、イタリア語）を追加して、2017年（平成29年）3月から消防庁のウェブサイト上で公開し活用を促進した。

また、熱中症の説明や予防法等、訪日外国人旅行者等に対して発信すべき情報の内容と提供手段のあり方について検討を進め、順次発信した。

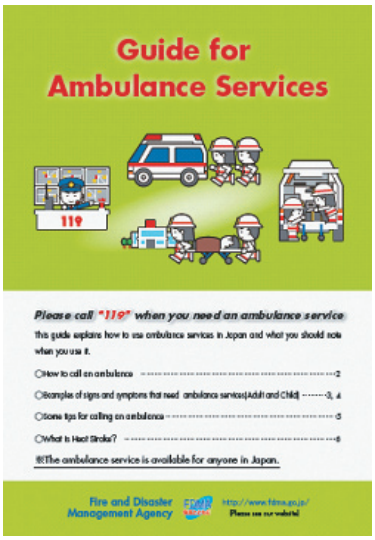

訪日外国人のための救急車利用ガイド（英語版）

4 気象情報の外国語での提供

訪日外国人旅行者に対する気象情報の提供等を行う事業者の拡大に向けて、民間事業者等に対して、気象情報の利活用に関する講習会等を開催した。

5 多言語による情報伝達の優れた事例等の全国での共有

2016年（平成28年）12月に、国や東京都、民間事業者からなる多言語対応協議会を開催し、交通、道路、飲食・宿泊の分野についてすでに定められている取組方針に沿った取組の進捗を共有するとともに、避難場所等の図記号の標準化の取組や診療・臨床現場における多言語翻訳を活用した試み

等の取組について、関係府省庁や団体から発表をしてもらい、広く周知を図った。

また、2016年（平成28年）12月、民間事業者の参画を得て、ICT関連技術や製品の活用を「多言語対応・ICT化推進フォーラム」で紹介し、推進の加速を図った。

6 災害時の避難受入施設に関する体制強化

各都道府県及び管下市町村に対しホテル・旅館を災害発生時に被災者の避難所とするため、災害時の協定等を締結するための調整を積極的に進めるよう通知を発出した。

7 感染症対策の着実な実施

訪日外国人旅行者の増加等に対応するため、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（2016年（平成28年）２月 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づき、感染症対策を着実に推進した。

具体的には、感染症危機時の国連機関等による連携対処の枠組の構築について、2016年（平成28年）のG7議長国として、公衆衛生危機への対応と備えに関する議論を主導し、2016年（平成28年）５月のG7伊勢志摩サミットで採択した「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を踏まえ、WHOと国連人道問題調整事務所（OCHA）等の人道支援機関及びその他の関係国連機関が連携して健康危機に対応するための手順書（Standard Operating Procedure）の策定につなげた。

国内の感染症危機管理体制・対策の強化については、検疫所の体制整備を進めるとともに、第一種指定医療機関の拡充を図った。

感染症に係る研究能力・機能の強化等については、2016年（平成28年）11月の「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」を決定し、長崎大学のBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について国策として位置付けるとともに、「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」を設置する等、必要な支援等を実施した。

ジカウイルス感染症対策については、2016年（平成28年）６月を「夏の蚊対策広報強化月間」とし、国内対策を充実するとともに、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会に関連する国民への集中的な広報・普及啓発等に取り組み、さらに、ジカウイルス感染症に関するワクチンの研究開発に向けた支援策の検討に着手した。

8 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

訪日外国人旅行者を含む消費者の安全・安心の確保に向けた地方公共団体の取組を支援するため、「地方消費者行政推進交付金」を交付した。また、国民生活センターでは全国の消費生活センターを対象に、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの対応に関する現況調査を2016年（平成28年）６月に実施した。

第８節 自然災害発生時の対応の強化

1 自然災害発生への備え

2016年（平成28年）６月に、外国人観光案内所の指針を改訂し、情報提供機能の強化を図った。

また、宿泊施設向けの「初動対応マニュアル」作成のための実証事業を同年８月より、九州運輸局で実施するとともに、訪日外国人旅行者向けにプッシュ型で緊急地震速報等の災害情報を発信するアプリ「Safety tips」の機能向上を2017年（平成29年）３月に行った。

2 自然災害発生直後の対応

熊本地震が発生した際には、日本政府観光局（JNTO）のグローバルサイトにおいて、主要な災害の発生情報や空港、鉄道、高速道路等の状況について、関係各社のリンクと、各社が提供する主要な運行情報を英語に翻訳して提供した。

また、熊本地震の経験も踏まえ、改めて必要と考えられる機能、情報を外国人目線で洗い出し、災害情報発信アプリ「Safety tips」の機能向上を実施した。

3 自然災害発生から一定期間経過後の対応

熊本地震では、日本政府観光局（JNTO）が海外に向けて鉄道や道路の情報等九州に関する正確な情報発信を行うとともに、中国国際旅遊産業博覧会等の海外の旅行博において、地方公共団体と連携して、海外現地のメディア・旅行会社等に対し、九州の観光魅力及び正確な情報を発信することで、旅行商品の造成等の働きかけを実施した。その後も、「九州の観光復興に向けての総合支援プログラム」（2016年（平成28年）5月31日）に基づき、海外の旅行会社や航空会社と連携した九州向け旅行商品や航空路線をPRする共同キャンペーンを実施する等、大規模な訪日プロモーションを実施した。

第9節 「地方創生回廊」の完備

1 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

（1）ジャパン・レールパスの日本到着後購入可能化に向けた実証実験の開始

これまで訪日外国人旅行者が出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするため、各旅客鉄道会社において2017年（平成29年）3月8日から実証実験を開始した。

（2）観光地へのアクセス交通の充実等による地方への人の流れの創出

地方航空ネットワークの維持・強化を図るため、国内線に係る着陸料の軽減措置を継続した。グランドハンドリング要員の基準の柔軟化については、空港内の車両運転許可に係る講習・試験のあり方や運転資格要件の見直し等を実施した。CIQについては、関係省庁等の連携の下、機能強化を図った。

新幹線駅の観光拠点としての機能の強化を進め、日本政府観光局（JNTO）による外国人観光案内所の認定を取得する等の取組を図った。

多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人とモノの流れや地域の活性化を促進するため、バスを中心とした交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を推進した。

2016年（平成28年）4月には、新宿駅南口に日本最大級のバスターミナルであるバスタ新宿が開業した。バスタ新宿は道路事業（国道20号）で基盤整備を行い、民間バスターミナルが施設運営を行う官民連携事業により整備がなされ、鉄道と直結し、新宿駅西口周辺に19箇所点在していた高速バス停が集約された。

千葉県市原市及び静岡県浜松市においては、高速バス停周辺の駐車場にカーシェアリング車両を配備し、高速バスとカーシェアリングの連携を強化させることで、高速バス利用者の行動圏の拡大による観光振興や地域活性化の可能性を検証する社会実験を開始した。

また、カーシェアリングといった新たな交通モードについて、道路空間を有効活用しながら、公共交通との連携を強化させる取組を推進した。東京都千代田区においては、地下鉄大手町駅に近接

した箇所に、我が国では初となる道路上のカーシェアリングステーションを設置し、公共交通の利用促進による渋滞解消や二酸化炭素排出量削減の可能性を検証する社会実験を開始した。

観光地へのアクセスの利便性を向上させるため、共通乗車船券等の造成・改善を図った。

(3) 道路利用者にわかりやすい道案内の実現

a) 高速道路ナンバリングの検討

2016年(平成28年)4月以降に「高速道路ナンバリング検討委員会」を開催し、同年10月に「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言」をとりまとめた。

また、2017年(平成29年)2月、同提言を踏まえ、「高速道路番号」の標識の新設等を行う「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改正を行い、2020年(平成32年)の概成に向けて高速道路ナンバリングに係る標識の整備を推進した。加えて、利用者の利便性向上のため、2017年(平成29年)2月に官民の各主体が協調し、高速道路ナンバリングの表示方法(道路標識における表示方法を除く)、読み方の統一を図るガイドラインを定め、民間企業と連携し、地図、カーナビ、ウェブサイト、紙媒体における路線番号等の表示の取組を進めた。

b) 道路案内標識における英語表記改善

【再掲】第Ⅲ部第3章第5節3(2)

c) 交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点にある交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地へのわかりやすい案内となるよう改善に取り組んでおり、2016年(平成28年)12月末現在、31箇所の標識改善を実施した。

(4) 規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

船旅に係る新サービス導入の促進を図るため、2016年(平成28年)4月より、観光利用に特化した航路を「船旅活性化モデル地区」として設定し、地区内での旅客船事業の規制を弾力化する運用を開始した(2017年(平成29年)3月末現在13地区を設定)。

また、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光客を中心とした運送需要に対応するため、自家用自動車の活用拡大の特例を盛り込んだ、改正国家戦略特別区域法が2016年(平成28年)9月に施行した。具体的には、現在、バスやタクシー等の公共交通機関による旅客運送が困難な地域において、住民の足を確保するために認められている「自家用有償旅客運送制度」の対象を、国家戦略特別区域において、訪日外国人旅行者をはじめとする観光客に拡大した。

2 鉄道の観光資源としての魅力発信

全国の観光列車が持つ魅力を一体的にアピールするために、2017年(平成29年)3月、ポータルサイト「Scenic Railway Journeys」を立ち上げた。

3 外国人旅行者のドライブツーリズムの促進

訪日外国人旅行者のスムーズなレンタカー利用を促進し、ドライブツーリズムの拡大を図るため、ポータルサイトの充実について関係機関と調整を実施した。

4 外国人旅行者向け周遊ドライブパスの展開

NEXCO東日本、中日本、西日本が北海道、東北、中日本、九州エリアで訪日外国人旅行者向けの企画割引を実施した。また、NEXCO西日本が熊本地震により影響を受けた九州全体の観光振興を図るため、九州観光ドライブパスを実施した。

5 北海道におけるドライブツーリズム振興と消費拡大

北海道における地域間・季節間の旅行需要の偏在緩和に向けて、ひがし北海道地域（上川、十勝、釧路、根室、オホーツク地域）の観光施設等で利用可能な特典をまとめたクーポンブックを試験的に創設し、外国人ドライブ観光客を誘導する実験を行った（2016年（平成28年）10月～11月）。

6 「道の駅」を核とした地域振興

（1）重点「道の駅」における支援

「道の駅」において地産地消の促進及び小さな拠点の形成等の取組を関係機関が連携して重点的に支援するため、「道の駅」の設置者や関係省庁で構成された協議会を通じ、関係省庁の制度の活用等について、情報提供や相談対応等を行った。

（2）農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

【再掲】第Ⅲ部第1章第5節6

（3）着地型旅行商品の販売

「道の駅」が旅行業資格を取得し、観光資源をパッケージ化し旅行商品として都市部の旅行会社へ販売を行う「道の駅」の整備を促進した。2017年（平成29年）3月末現在、延べ33駅が旅行業の取得を行っている。

（4）「道の駅」における大学連携

【再掲】第Ⅲ部第2章第3節2

（5）「道の駅」における情報提供等の推進

「道の駅」において、免税店や外国人案内所の設置等のインバウンド対応を促進し、2016年度（平成28年度）は、18駅で免税店、9駅で外国人案内所が登録された。

7 道路の整備等

高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を促進し、観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図った。なお、高規格幹線道路の延長については、2016年度（平成28年度）は首都圏中央連絡自動車道（境古河～つくば中央）等、新たに138kmが開通し、合計11,404km（2017年（平成29年）3月末現在）となった。

また、既存の高速道路を有効活用し、地域経済の活性化や渋滞の軽減等に寄与することを目的とした「スマートインターチェンジ（ETC専用インターチェンジ）」は、2016年度（平成28年度）は新たに12箇所が開通し、96箇所で開通済み、62箇所で事業中（2017年（平成29年）3月末現在）である。

近畿圏の新たな高速道路料金については、2016年（平成28年）12月に公表した具体方針（案）等を踏まえ、2017年（平成29年）6月から導入することとした。

8　高速バス情報プラットフォームの構築

訪日外国人旅行者等にとってわかりにくいといった課題に対応するため、2017年（平成29年）1月31日に外国人向け情報サイト「高速バス情報プラットフォーム - Japan Bus-Gateway -」を開設した。

9　高速バスの外国人旅行者向けフリーパスの普及拡充

業界団体や関係事業者からなる協議会がとりまとめた「国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進に関する当面の取組方針」を踏まえ、関係者により高速バスの訪日外国人旅行者向けフリーパスの充実が図られた。

第10節　地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

1　複数空港の一体運営の推進

2020年度（平成32年度）からの北海道内の複数の空港の一体的な運営委託の実現に向けて、滑走路やターミナルビル等の資産調査を開始した。

2　地方空港の着陸料軽減

2016年度（平成28年度）より、羽田、福岡、新千歳を除く国管理空港・共用空港において、新規就航・増便した場合に地域と協調し、着陸料を1/2軽減する制度を実施した。

さらに2017年度（平成29年度）より、地方空港へのLCC等の国際線の就航を強力に推進するため、所在する地方公共団体等が高いレベルで誘客・就航促進の取組を行う地方空港を「訪日誘客支援空港」として認定した上で、新規就航・増便に係る軽減措置や補助、航空旅客の受入環境高度化に係る支援等、総合的な支援措置を講じることとした。

なお、「訪日誘客支援空港」の認定に向けて、2017年（平成28年）2月に第1回「訪日誘客支援空港の認定等に関する懇談会」を開催し、認定基準等を策定した上で、同年3月から募集を開始した。

3　首都圏空港の容量拡大

首都圏空港について、羽田空港の飛行経路の見直し、成田空港の高速離脱誘導路の整備等により、2020年（平成32年）までに両空港の空港処理能力をそれぞれ約4万回拡大するための取組を進めた。特に、羽田空港については、2016年（平成28年）7月に、環境影響等に配慮した方策を策定し、機能強化に必要となる施設整備に係る工事費、環境対策費を国が予算措置することについて、関係地方公共団体から理解を得た。その後、飛行経路の見直しに必要な施設整備に着手するとともに、2017年（平成29年）1月より説明会を順次開催した。また、2020年（平成32年）以降については、成田空港の第3滑走路の整備等の更なる機能強化策について、地域住民に説明することが2016年（平成28年）9月の地元地方公共団体との協議会において了承されたことを受け、地域への説明を行った。

4　首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

羽田空港においては、乗り入れ希望を持ちながら乗り入れできない航空機が多数にのぼったため、2016年（平成28年）4月にビジネスジェット用の発着枠の抜本的な拡大（発着上限8回／日→16回／日、到着上限4回／日→撤廃）や、発着枠内の優先順位の引き上げ等を実施し、あわせて、駐機可能機数の増加を図った。さらに、駐機可能スポットの増設に向け、整備を進めた。

5 地方空港のLCC・チャーター便の受入促進

(1) 操縦士・整備士の養成・確保

航空大学校の養成規模を2020年度(平成32年度)から現在の72名から108名に拡大することとし、学生寮や格納庫の整備に着手した。

また、民間養成機関における学生等の技量レベルを向上させるため、民間養成機関と航空会社の間で訓練内容の共有や就職後の学生の操縦技量に関するフィードバックを行う会議を開催した。

さらに、操縦士がより長期間操縦業務を行えるよう、航空会社における操縦士の健康管理体制に係る基準を策定したほか、航空会社における自社養成を促進するため、航空会社が柔軟に訓練・審査プログラムを策定することが可能となる制度の導入について検討を行った。

あわせて、若年層の関心を高めるため、子ども霞が関見学デーでのPRや女性向け講演会の開催等、裾野拡大の取組を実施した。

(2) 空港における地上取扱業務実施体制の拡充支援

地上取扱業務実施体制の拡充を支援するため、2016年(平成28年)8月に車両運転許可に係る講習・試験の見直し、2017年(平成29年)3月に運転資格要件等に関する基準の見直しを行った。

また、制限区域内立入りに必要なランプパスについて、新千歳空港で臨時ランプパスを試験導入した。

(3) 出入国審査等に係る人的・物的体制の整備

【再掲】第Ⅲ部第3章第1節3

(4) 地方空港を発着する国際包括旅行チャーター便に係る規制緩和

2016年(平成28年)4月に、地方空港を発着する国際包括旅行チャーター便の個札販売において、当事国会社が運航する場合には相互主義の観点から問題がなければ原則として個札販売の割合に制限が設けられない等の規制緩和を行った。

(5) 新千歳空港の発着枠の拡大

北海道への一層の観光客誘致を図るため、北海道の玄関である新千歳空港について、2016年(平成28年)10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を月曜日から木曜日の12時から17時、金曜日の12時以降、土曜日・日曜日の全日に大幅に拡大し、2017年(平成29年)3月下旬からの夏ダイヤより、1時間当たりの発着枠を32回から42回へ拡大した。

6 コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討

平成29年度税制改正において、入国旅客の利便性を向上させるための施策として、入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物を携帯品免税制度の対象へ追加することとした。

7 新規誘致に係る日本政府観光局(JNTO)の協働プロモーション支援

各国の主要な航空会社、空港や航空運輸関連団体が一堂に会する商談会「World Routes 2016」に参加し、航空会社等と商談を実施したほか、日本で初めて開催された「Routes Asia 2017」に地方公共団体とともに参加し、航空会社等と商談を実施し、新規就航や増便を働きかけた。また、仙台空港等へ新規就航した航空便に対しての協働プロモーションを実施した。

8 LCCターミナル等の整備

関西空港について、第１ターミナルの入国審査場の拡張等を実施するとともに、2017年（平成29年）１月、新たなLCC専用ターミナル（第２ターミナル（国際線））の供用を開始した。

中部空港について、LCCの拠点化を推進するため、LCC専用ターミナルの整備（2019年度（平成31年度）供用開始予定）に着手した。

那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業並びに両空港や新千歳空港等のターミナル地域再編事業等、地域の拠点空港等の機能強化を推進した。

9 高速バス・LCC等の利用促進

高速バスに関する情報が、特に訪日外国人旅行者等にとってわかりにくいといった課題に対応するため、平成29年１月31日に外国人向け情報サイト「高速バス情報プラットフォーム - Japan Bus-Gateway -」を開設するとともに、LCCに対するネガティブイメージを払拭し、LCCの利用を促進するための情報プラットフォームの構築を進めている。

10 海外LCC企業等の日本進出支援

【再掲】第Ⅲ部第２章第４節６

11 首都圏空港アクセスの利便性向上

羽田空港について、深夜早朝時間帯のアクセスバスの運行を継続し、多言語のパンフレットにより周知を図った。成田空港について、空港から都心へのアクセス中に鉄道駅やバス車内で利用可能なWi-Fiに関する情報をまとめたリーフレットを発行した。

12 コンセッション方式等の活用の推進

インバウンドの拡大等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野においてコンセッション事業の活用拡大を図るため、コンセッション事業の重点分野及び目標等を定めたPPP/PFI推進アクションプランを2016年（平成28年）５月に策定した。このうち、空港分野については、関西空港が2016年（平成28年）４月に、仙台空港が同年７月にコンセッション事業を開始した。

第11節 クルーズ船受入の更なる拡充

1 世界的なクルーズ市場の実現に向けた取組

（１）クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現

2016年（平成28年）４月より、既存ストックを活用して大型クルーズ船を受け入れるための係船柱・防舷材等の整備やクルーズ船社と港湾管理者のマッチングを図る「クルーズ船寄港地マッチングサービス」の提供を開始した。

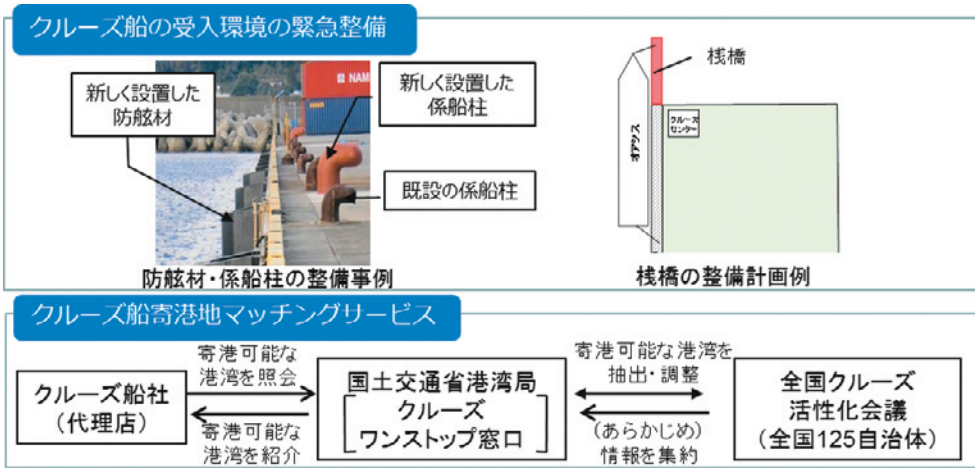

防舷材、係船柱の整備、クルーズ船寄港地マッチングサービス

（2）世界に誇る国際クルーズの拠点形成

2016年（平成28年）7月に新たに創設した民間事業者による旅客施設の整備等に対する無利子貸付制度の活用を促進するとともに、国土交通大臣が指定した国際旅客船拠点港湾において、旅客施設等を整備し、一般公衆の利用に供する民間事業者に対し、岸壁の優先使用を認める協定制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律案」を2017年（平成29年）3月に閣議決定した。

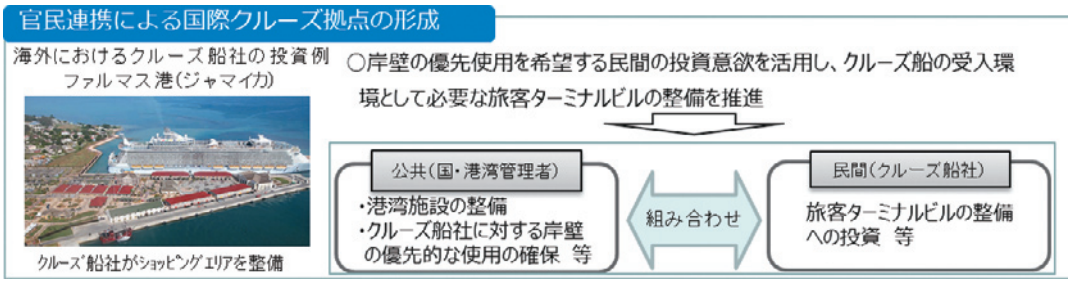

官民連携による国際クルーズ拠点の形成

（3）国内クルーズ周遊ルートの開拓及びラグジュアリークルーズ商品の造成の促進

訪日外国人旅行者の増加促進に積極的に取り組む事業者との間で、効果的な情報発信のあり方等について検討するとともに、ラグジュアリークルーズ商品の造成に向け、関心のある事業者に対しヒアリングを実施した。

（4）クルーズ旅客による地域産品の消費拡大

観光消費や賑わいを創出するクルーズ埠頭における臨時の免税店の効果的な配置等について、2017年（平成29年）3月に港湾管理者等向けのガイドライン（案）としてとりまとめた。

（5）クルーズ船の受入環境の向上

全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を2016年度（平成28 年度）中に点検した。また、第190回国会に提出した港湾法改正において、民間団体との協力・連携を深める港湾協力団体制度を創設した。

（6）寄港地の全国展開に向けたプロモーション

「全国クルーズ活性化会議」と連携して、海外のクルーズ船社の寄港地決定権者等やチャータークルーズ

ルーズを運航する旅行会社を招請し、商談会や寄港地及び港周辺の観光地の視察を計５回実施した。

また、タイ及びシンガポールにおいて、クルーズを通じたASEANからの訪日外国人旅行者の増加を図るためのセミナーを開催し、現地旅行会社等に対して日本発着クルーズのプロモーションを行った。

さらに、世界最大のクルーズ関連見本市である「シートレード・クルーズ・グローバル」に地方公共団体等と連携してジャパンブースを出展するとともに、クルーズ船社と地方公共団体等との商談会を実施し、日本への寄港を働きかけた。

商談会の様子

2　地域密着型のクルーズ観光振興

「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、地域資源を活用した旅行商品の造成や受入環境整備等の観光地域づくりの取組を支援した。日南市では、増大するクルーズ客をターゲットに、マーケティング調査やWi-Fi整備等の受入環境整備を支援した。

また、クルーズ船による訪日外国人旅行者のニーズにあう上質かつ多様なツアーコースを造成するための調査を、九州の主なクルーズ船寄港地（博多、八代、長崎、鹿児島）を対象に実施した。

3　ウェブサイトを通じた情報発信

「全国クルーズ活性化会議」と連携して、港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発

ウェブサイトを通じた情報発信

信するウェブサイト「Japan Cruise Port Association」及び「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN」の充実を図った。

4 日本の魅力を生かした船旅の活性化と瀬戸内海での取組

船旅活性化協議会の議論を受けて、旅客船とセットで楽しめる全国各地のサイクリングコースをまとめるとともに、国土交通省や公益財団法人日本サイクリング協会のウェブサイトに掲載する等のPRを行った。

また、「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」と連携し、瀬戸内の豊かな自然環境や歴史的な地域文化の保全・継承、瀬戸内ブランドの価値の向上等地域活性化につながる取組に対し積極的な支援を行うとともに、2016年（平成28年）5月に瀬戸内海沿岸の地方公共団体により、「第10回 海ネット 首長サミット」を開催して、瀬戸内地域全体の魅力を発信した。

5 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた舟運の活性化

「水のまち東京における舟運活性化に関する関係者連絡会」を通じて、東京ベイエリアの共通航路マップ「～水のまち・東京～舟運の楽しみ方ガイド」を作成し、関係事業者や東京都等を通じて旅行者への配布やウェブサイトの掲載等を行った。

第12節 公共交通利用環境の革新

1 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

（1）主要な公共交通機関の海外インターネット予約の可能化

全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とすべく、JR各社との推進体制を整備した。また、2017年（平成29年）2月1日に北陸新幹線（上越妙高～金沢間）の外国語によるインターネット予約が可能となった。

高速バスに関する情報が、特に訪日外国人等にとってわかりにくいといった課題に対応するため、2017年（平成29年）1月31日に外国人向け情報サイト「高速バス情報プラットフォーム - Japan Bus-Gateway -」を開設した。

（2）全国の公共交通機関を網羅した経路検索に係る協議

全国の公共交通機関を網羅した経路検索を可能にするため、交通事業者と経路検索サービス提供事業者等との間で、経路検索に必要な情報の受渡を効率的に行う手法等について検討を開始した。

（3）都市交通ナンバリングの充実

2016年度（平成28年度）中に、東京23区内の鉄道全駅での駅ナンバリングが完成した。

（4）世界水準のタクシーサービスの充実

ａ）スマホアプリによる配車等の導入促進

配車アプリを活用したサービスを実現するため、配車時に運賃が確定する運賃事前確定サービスや効率的で割安な運送を可能とする相乗りサービスの実証実験を実施することとして、平成29年度政府予算を確保した。

b）観光客等のニーズに応じたタクシー運賃・料金設定の実現

国際的な主要都市間と同程度の運賃を実現し、増加する訪日外国人のニーズに応えるため、2016年（平成28年）8月から9月にかけて初乗り運賃の引き下げに係る実証実験を行うとともに、その結果を踏まえ、東京において2017年（平成29年）1月30日から初乗り410円（上限運賃）とする運賃組替を実施した。

c）ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

バス・タクシーのバリアフリー車両について、車両の購入に係る財政・税制上の支援制度を活用して、導入の促進を図った。

d）プライベートリムジンの導入に向けた検討

インバウンド需要等に対応するための富裕層向けサービスの向上を図る「プライベートリムジン」を導入することとし、タクシーサービスに関する利用者アンケート調査等を実施した。

2 手ぶら観光の推進

2020年（平成32年）までに手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置し、手ぶら観光の基幹ネットワークの形成を図るため、163箇所（2017年（平成29年）3月末現在）において手ぶら観光カウンターを認定した。

国土交通省・日本政府観光局（JNTO）が連携し、ウェブサイトやSNS等による手ぶら観光のPRを行った。

2020年（平成32年）までの国際手ぶら観光サービスの実現に向け、新千歳、成田・羽田、関西、那覇において、国際手ぶら観光サービスの実証実験を行った。

3 相互利用可能な交通系ICカードの普及促進

2020年度（平成32年度）までに、相互利用可能な交通系ICカードを利用できない都道府県をゼロにするため、2015年（平成27年）に「交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会」においてとりまとめた交通系ICカードの導入状況・メリット等内容について、未導入地域の関係者へ積極的に周知する等、ICカード導入に向けた取組を促進した。

また、民間事業者等による構築が円滑に進むための環境整備を目的として、交通系ICカード事業者等を構成員とした検討会（「片利用共通接続システム」の構築に向けた検討会）を開催し、2017年（平成29年）3月に、同システムの構築に関する基本的な方向性をとりまとめた。

4 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

（1）貸切バス事業者の営業区域の弾力化措置に係る検討

貸切バスの営業区域に係る弾力化措置について、需要動向を踏まえて2018年（平成30年）3月末まで再延長した。

（2）軽井沢スキーバス事故を踏まえた徹底的な再発防止策の検討・実施

2016年（平成28年）1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において同年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめ、再発防止策を明示し、道路運送法の改正を行った。

具体的には、貸切バス事業者が安全に事業を遂行する能力を有するかどうか5年ごとにチェック

する貸切バス事業許可に係る更新制の導入、事業の許可や運行管理者の資格者証の交付に対する欠格事由の拡充、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて民間指定機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設、輸送の安全確保命令に従わないバス事業者に対する法定刑の強化、法人重科の創設等の措置を講じた。

(3)貸切バスによる路上混雑の解消

貸切バスによる路上混雑の解消を図るため、東京・銀座地区、長崎市、那覇市等においてショットガン方式等の実証実験を実施した。また、東京・新宿地区や大阪・ミナミエリア等で、路上駐車している貸切バスに対し、駐車場の利用を啓発するマナーアップキャンペーンを実施した。

5 地方ブロックごとのきめ細やかな受入環境整備

急増する訪日外国人旅行者への対応を図るべく「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の予算事業も活用し、公共交通機関や外国人観光案内所等における多言語対応の改善・強化、無料公衆無線LAN環境の整備等、訪日外国人旅行者の受入に関する課題の解決を図るとともに、2016年(平成28年)末に各地方ブロックにおける取組内容についてとりまとめを行った。

6 バリアフリールート・所要時間検索システムの実現

バリアフリールート・車いす利用者の所要時間検索システムの実現に向け、有識者・障害当事者・関係交通事業者等からなる「情報提供・案内に関する調査検討委員会」を2017年(平成29年)1月に立ち上げ、技術開発の現状や課題、今後の対応の方向性について整理した。

7 鉄道車両内における走行位置案内アプリによる情報提供の実現

障害者、外国人の移動円滑化に向け、鉄道車両内での走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入の実現に向け、有識者・障害当事者・関係交通事業者等からなる「情報提供・案内に関する調査検討会」を2017年(平成29年)1月に立ち上げ、技術開発の現状や課題、今後の対応の方向性について整理した。

8 ハンドル形電動車いすの鉄道車両等への乗車要件の見直し

ハンドル形電動車いすの鉄道車両等への乗車要件の見直しについて、検討会を2016年(平成28年)11月に立ち上げ、見直しの方向性を整理した。

9 美術館・博物館、観光施設等と相互利用可能な共通パスの導入

上野地区の文化施設間での共通パスポートの取組について、上野「文化の杜」新構想の実行委員会と連携しながら、国立美術館・博物館等において、2016年度(平成28年度)も引き続き実施した。

第13節 休暇改革

1 働き方・休み方改革の推進

労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回国会に提出し、継続審議となっている。

2016年(平成28年)10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィー

ク等の連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報を行った。

また、地域において、関係労使、地方公共団体、NPO 等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運の醸成に取り組んだ。

2　休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

地域において家族で学ぶ機会の充実を図る観点からの学校休業日の設定について、2016 年（平成 28 年）4 月 25 日付で教育委員会宛に事務連絡を発出するとともに、文部科学省が発行しているメールマガジンや刊行物等による広報、教育委員会担当者が集まる会議での周知を行った。

また、柔軟な学校休業日の設定に合わせて、年次有給休暇取得の年間 3 日増の取組等を産業界に奨励するとともに、年次有給休暇取得に向けた民間企業の取組状況や、ホテル・旅館等への経済効果の測定等の調査を実施した。

さらに、国家公務員についても、学校休業日に合わせた年次休暇取得の呼びかけを行った。

3　「海の日」を活用した観光需要拡大

国民の祝日「海の日」の意義の国民的理解を深めるため、観光産業界をあげてポスターの作成・掲示、夏の旅行パンフレットにおけるロゴマークの掲載等を行うとともに、海フェスタ等「海の日」に関連した行事やイベントの周知を行った。

第14節　オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

1　「ユニバーサルデザイン2020行動計画」のとりまとめ

2016年（平成28年）2月から、障害当事者参画の上、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに向けた施策を総合的に検討し、同年8月に中間とりまとめを行い、2017年（平成29年）2月にユニバーサルデザイン2020行動計画（以下、「行動計画」という。）として決定した。

ユニバーサルデザインの街づくりについては、当該行動計画において、ホテル等の建築物に係る設計標準の改正や、2017年度（平成29年度）中での交通バリアフリー基準・ガイドライン改正を定め、2017年（平成29年）3月、ホテル等の建築物に係る設計標準を改正した。

また、心のバリアフリーについては、2020年度（平成32年度）からの学習指導要領改訂を通じて全ての子供達へその指導を行うことや、2017年度（平成29年度）、接遇を行う業界における全国共

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に向け、様々な障害種別の障害者団体、企業、関係府省等が混じり合って議論

通の接遇マニュアルを策定し普及することに加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、外国人観光客等への道案内や高齢者・障害者等への支援する意思を持つ人々等が、全国で統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組み等を定めた。

2 ユニバーサルデザインの街づくり

(1)道路におけるバリアフリー化の推進

バリアフリー化状況について調査を実施した。今後は市区町村におけるバリアフリーに取り組むインセンティブの向上や技術的なサポートとして、事例の共有等を実施することとしている。

また、アクセシブルルートを含む競技会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路については、国・東京都・区等により重点整備区間の決定に向け調整を進めた。

さらに、交通結節点整備に併せて、ベンチ等の待ち合わせ空間や駅前広場の連続的な上屋等の利用しやすい道路空間の整備を支援した。

加えて、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のバリアフリー化を重点支援した。

(2)道路案内標識改善の推進

2016年(平成28年)1月に東京都内における「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」を策定するとともに、同年9月に千葉、埼玉、神奈川県内における同様の取組方針を策定した。これらの取組方針に基づき、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路標識の改善を推進した。

(3)移動等円滑化基準等の改正の検討

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく公共交通施設の基準等(移動等円滑化基準・ガイドライン)の改正内容を議論する検討会を2016年(平成28年)10月に立ち上げ、検討を進めた。

(4)多機能トイレの正しい利用の推進

公共交通施設におけるトイレを含む基準等(移動等円滑化基準・ガイドライン)の改正内容を議論する検討会を2016年(平成28年)10月に立ち上げ、検討を進めた。

(5)観光地のバリアフリー評価指標の普及

2015年度(平成27年度)に作成した観光地のバリアフリー評価指標を用いたモデル的な評価を実施した。

(6)鉄道におけるバリアフリー化の推進

車いす利用時の待ち時間等、車いす利用環境の改善について、関係者の意見を調整するための実務調整会議を立ち上げた。

また、「都市鉄道整備事業」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」及び「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する駅において、エレベーターの増設やホームドアの整備等のバリアフリー化を支援した。

（7）自動車におけるバリアフリー化の推進

ａ）ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

【再掲】第Ⅲ部第３章第12節１（４）ｃ

ｂ）図柄入りナンバープレート制度の活用

図柄入りナンバープレート制度の内容を決定し、これに基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの図柄を公募し、96作品の応募があった。また、第１回デザイン選考委員会を開催し、候補作品の絞り込みを行った。

（8）旅客船におけるバリアフリー化の推進

船旅メジャールート及び旅客船全体のバリアフリー化を推進するため、旅客船の先進的なバリアフリー優良事例の収集・周知を行った。さらに、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を2016年度（平成28年度）中に点検した。

（9）空港におけるバリアフリー化の推進

海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルについては、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、旅客ターミナルビルの対応に関する数値目標を設定するとともに、取組の方向性について決定した。

また、羽田空港国際線ターミナルにおいて、障害のある人のタクシー乗り場へのアクセス改善を図るため、UD タクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について、施設管理者及び交通事業者団体とともに検討し、検討結果を踏まえた整備を実施した。

3　「心のバリアフリー」

学校における心のバリアフリー教育を推進するため、中学生向け学校教育用副教材及び教師用解説書の作成を進めた。

航空旅客ターミナルにおける「障害者差別解消法」に基づく障害者への不当な差別の禁止等に係る対応指針を策定した。

ユニバーサルツーリズムの促進により、国内外の高齢者や障害者、乳幼児連れ等も安心して旅行できる環境を整備するため、地域においてバリア及びバリアフリー情報の収集・発信や移動支援、相談対応等を行う「バリアフリー旅行相談窓口」の機能強化を支援した。

4　歩行者移動支援のための位置情報サービスの提供促進

訪日外国人旅行者を含む誰もがストレスを感じずに屋内外を移動・活動できる社会を実現するため、東京駅周辺・新宿駅周辺・成田空港・横浜国際総合競技場（日産スタジアム）において、屋内の電子地図・測位環境を整備し、車いす使用者等向け移動支援サービス実証等を実施するとともに、屋内電子地図等を継続的に整備・更新する体制について検討を行った。

また、歩行者移動支援に必要となる歩行空間の段差や勾配等の情報や沿道施設のバリアフリー設備に関するデータの仕様を改訂するとともに、競技会場周辺におけるデータをオープンデータ化し、歩行者移動支援等の多様な位置情報サービス創出に向けたオープンデータ環境づくりを推進した。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に目指す姿

5 障害者の芸術・文化活動支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化プログラムの一環として、障害者の芸術文化活動を推進し、国内外の障害者が創作した優れた作品の紹介等を通じて日本の魅力を高めるべく、障害者芸術活動支援センターを設置し、芸術活動を行う障害者等の支援方法に関する相談への対応や支援する人材の育成等を行うモデル事業を実施するとともに、当該事業で培った支援方法等を全国に普及することにより、障害者の芸術活動の支援を推進する取組に着手した。